

紀美野町第4回定例会会議録

平成30年12月11日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年12月11日（火）午前9時05分開議

第 1 議案第96号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する
条例について

第 2 議案第97号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

第 3 議案第98号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第99号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

第 5 陳情第 2号 紀美野町志賀野出張所・診療所の新築に関する陳情について
（委員長報告）

第 6 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	小 椋 孝 一 君

1 1 番 美 濃 良 和 君

1 2 番 美 野 勝 男 君

○欠席議員

2 番 上 柏 皖 亮 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	中 谷 昌 弘 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	米 田 和 弘 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	北 山 仁 君
水 道 課 長	山 本 訓 永 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	(細 峪 康 則) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局 長 田 中 克 治 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

上柏議員から欠席届が出ていますので、報告します。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、執行部より議案第96号から議案第99号の提出があり、また、総務文教常任委員長から陳情書の審査報告がありましたので、本日、本会議開会前の議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので、御報告し御了承願います。

それでは日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時05分）

◎日程第1 議案第96号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

◎日程第2 議案第97号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第3 議案第98号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

◎日程第4 議案第99号 平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（美野勝男君） 日程第1、議案第96号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第97号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第98号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第99号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、本日提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第96号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地

方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成30年12月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町議会議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、紀美野町議会の議員の報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の172.5を100分の177.5に改める。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の157.5を100分の160に、100分の177.5を100分の175に改める。これにつきましては、平成31年度以降において6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により年間0.05カ月分期末手当がふえることになります。つまり現行では、期末手当が年間3.3カ月支給されておりますが、これが改正後は3.35カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしてございます。

また、条例第1条の適用前に支給した期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第96号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。

議案第97号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成30年12月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、3ページから4ページをごらんください。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の172.5を100分の177.5に改める。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中、100分の157.5を100分の160に、100分の177.5を100分の175に改める。これにつきましては、平成31年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。

この改正により年間0.05カ月分期末手当がふえることとなります。つまり現行では期末手当が年間3.3カ月分支給されておりますが、これが改正後は3.35カ月分となります。

附則の内容につきましては、先ほどの条例改正で説明させていただいたものと同様でございます。

以上、簡単ですが、議案第97号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第98号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

平成30年12月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の給与に関する法

律が改正されたことに準じ、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、５ページから２４ページをごらんいただきたいと存じます。

この件につきましては、人事院より国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の改正に関する勧告を受け、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されました。また、県人事委員会による勧告もあり、これに準じて条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、まず改正条例第１条について御説明申し上げます。

勤勉手当について規定してございます第２３条第２項第１号中の改正につきましては、本年１２月期の支給割合を再任用職員以外の職員については、１００分の９０を１００分の９５に、ただし、職務の級が５級以上の特定幹部職員につきましては、１００分の１１０を１００分の１１５に、再任用職員につきましては、１００分の４２．５を１００分の４７．５に、ただし、再任用職員の級が５級以上の特定幹部職員につきましては、１００分の５２．５を１００分の５７．５にそれぞれ改めるものでございます。

次に、初任給、若年層に重点を置き、給料月額の引き上げを行うため、別表第１、別表第２及び別表第３を改正してございます。これらの別表につきましては、議案書の６ページから１６ページに掲載してございます。

続きまして、議案書の１６ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、議案書の１６ページの中段、改正条例第２条につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表では、２２ページでございます。

これにつきましては、平成３１年度以降において支給される宿日直手当と、６月期と１２月期に支給される期末勤勉手当の支給割合の改正でございます。

まず、宿日直手当についての第２１条第２項中の改正につきましては、４,２００円を４,４００円に改めるものでございます。次に、期末手当について規定してございます第２２条第２項中の改正につきましては、本年度の合計支給割合１００分の２６０から変更はございませんが、６月・１２月支給について平準化を行うもので、再任用職員以外の職員については、６月支給は１００分の１２２．５を１００分の１３２、ただし職務の級が５級以上の特定幹部職員につきましては１００分の１０２．５を１００分の１１０に、１２月支給は１００分の１３７．５を１００分の１３２、ただし職務の級が５級以上の特定幹部職員につきましては１００分の１１７．５を１００分の１１０に、

再任用職員については6月支給は100分の65を100分の72.5に、ただし職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の55を100分の62.5に、12月支給は100分の80を100分の72.5に、ただし職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の70を100分の62.5にそれぞれ改めるものでございます。

次に、勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、6月・12月支給どちらも再任用職員以外の職員については、100分の90を100分の92.5に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の110を100分の112.5に、再任用職員については、100分の42.5を100分の45に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては、100分の52.5を100分の55にそれぞれ改めるものでございます。

この改正によりまして勤勉手当が、年間0.05カ月分ふえることになり、期末勤勉手当は年間4.4カ月から4.45カ月となります。

議案書の16ページ下段から17ページにわたりまして、附則について御説明申し上げます。

第1条では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、改正条例第1条の規定による改正後の給料月額につきましては、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第98号の説明といたします。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第99号、平成30年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度紀美野町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,952万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年12月11日提出 紀美野町長 寺本光嘉

23ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、372万3,000円を基金から繰り入れることとしてございます。

歳出について、少し説明をさせていただきます。

24ページから29ページにわたってございます。1款議会費から9款教育費までの給料、職員手当等共済費の増額補正の合計金額は372万3,000円でございます、全て人事院勧告に伴うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第99号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第5 陳情第2号 紀美野町志賀野出張所・診療所の新築に関する陳情について

○議長（美野勝男君） 日程第5、陳情第2号、紀美野町志賀野出張所・診療所の新築に関する陳情について議題とします。

陳情について、委員長から審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） 委員長報告を行います。

付託を受けております陳情第2号、紀美野町志賀野出張所・診療所の新築に関する陳情について、慎重に審査を行いました。その結果を御報告します。

陳情内容につきましては、本年9月4日に襲来した台風21号により、屋根が破損し、屋内は水浸しになるなど大きな被害を受けた当施設の新築を熱望するものであります。

現在は、当然のことながら、当施設を使用できないため、各種団体の会合等においては、隣接の公民館を使用しているとのことでありますが、1階には会合スペースがなく、高齢者の方にとっては不便であり、また、調理室もないとのことで、やはり快適な施設を望むものと思われまます。

被害状況につきましては、9月14日開催の総務文教常任委員会において現地調査を行っており、委員一同把握している中での審査となりましたが、委員会においては、損傷の程度から取り壊しを行うだけでなく、地域の活動拠点として同場所に建てかえることが望ましいとの判断に至りました。

以上により、陳情第2号は採択すべきとの結論に達しましたことを御報告いたします。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから陳情第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長(美野勝男君) 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告は5人です。通告順に従い、順次質問を許可します。

それでは、5番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 改めまして、おはようございます。

それでは、許可を得まして、一般質問に入らせていただきます。

質問の第1点目は、がん患者たちの支え合いについて質問いたします。

がんが、日本人の死因の第1位となり、生涯のうちで2人に1人ががんにかかると言われる時代、がん医療の充実やがん患者の支援がますます求められるようになりました。

近年はがん治療の進歩に伴い、がんの5年生存率は2015年で58.6%と改善傾向にあり、多くのがんが慢性疾患となりつつあります。しかし、少なくないがん患者が生きることができる反面、治療を続けながらの生活で、暮らしは大きく変わります。手

術療法や化学療法、放射線療法により身体機能が失われたり、活動を制限されながら、生活を整えなければなりません。また、がんへの罹患により、家族関係や社会との付き合いなども影響を受けます。そして、再発、転移、新たな症状出現の不安など、ストレスを抱えながらの生活を強いられます。がんと向き合うことは人による差はあれ苦痛を伴うものです。苦痛には痛みなどの身体的なものはもちろん、不安、恐怖、怒り、葛藤などの精神的・心理的な心理的苦痛も含まれます。

また、人間は社会の中で自分の役割を持っていますが、がんになるということは自分の役割を果たせないことに結びつきます。自分で納得できるがん医療を誰もが安心して受けられる社会をつくるために、2007年にがん対策基本法が施行されました。基本法に基づき、国はがん対策推進基本計画、各都道府県はがん対策推進計画を策定し、各地でがん対策が進められています。

そうしたがん対策の一つに、ピアサポートがあります。がんのピアサポートとは、がんという同じ病を経験した人同士が支え合うことを言います。以前から、各地のがん患者団体は、がん患者体験者のために情報交換や気持ちを分かち合う場を提供してきました。それを受け、国もその活動の意義を認め、ピアサポートを支援するようになりました。がんになると、それまでの日常が一変し、心理的・社会的にさまざまな困難に直面します。そんなとき、専門家による支援はとても心強いものですが、同じがん体験を持つ者同士のピアサポートも、がん患者体験者が感じる困難を和らげ、問題に対処していく力を与えてくれると言われます。

現在では国の指定するがん診療連携拠点病院は、がん患者及びその家族が心の悩みや体験などを語り合う場を設けることが望ましいとされています。また、都道府県が指定する病院では、がんサロンの設置が義務になっているところもふえています。そして、各地の病院でがん患者や家族の集いの場としてがん患者サロンが開かれ、ピアサポートが実践されるようになってきました。さらに地域によっては、病院が市町村と協力して、または市町村が独自の施策として地域の中でピアサポートの場をつくる試みも始まっています。

県内のがん患者さんは、県立医大病院、日赤和歌山医療センター、和歌山労災病院、宇都宮病院、那賀病院、橋本市民病院、国保日高総合病院、紀南病院、国立南和歌山医療センターなどの医療機関に設置されています。また、院外の患者さんも和歌山市や田辺市で活動しています。こうしたサロンが身近な地域にあれば、気軽に参加できるので

はないかと思われます。がん専門相談員の養成、ピアサポーターやファシリテーターの育成など手探りも多く、かなりの時間を要しますが、地域にがん患者サロンを設置するための模索に取り組む考えはないか質問いたします。

次に、農業経営支援事業のさらなる充実についてです。

安倍晋三首相は、政権復帰後、農業、農村を脅かす暴走を続けてきました。農業者、国民の強い反対を無視して、ＴＰＰ、環太平洋連携協定推進を強行、トランプ米政権が離脱したもとでもＴＰＰに固執するなど、農産物の際限ない自由化を突き進んでいます。国内の農政では、競争力強化の名のもとに、大規模化・効率化一辺倒の路線を押しつけ、戦後農政の根幹であり、家族経営と地域農業を守ってきた農地・農協制度の解体を進めています。そして、昨年は主要農作物種子法を廃止し、多国籍種子企業の種子支配にも道を開きました。

１２月８日、日本と欧州連合ＥＵとの経済連携協定ＥＰＡの承認案が参議院本会議で自民党、公明党、維新の会などの賛成で承認されました。ＴＴＰ１１の調印・批准の強行、日米交渉でも、５月２７日の日米首脳会談で、日米物品貿易協定ＴＡＧの交渉を開始することで合意しました。今回の合意は、包括的なＦＴＡとは全く異なると強弁していますが、日米共同声明には、日本の農産物は狙い撃ちにした関税引き下げ交渉について、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うことが明記されており、紛れもない日米ＦＴＡ交渉そのもので、ＴＰＰ以上の譲歩を重ねようとしています。

米政策では、生産調整の政府による配分を廃止、米農家の収入の一部となってきた１０アール７，５００円の米直接支払交付金も廃止されます。まさに主食の需要や価格安定に対する責任の放棄にほかなりません。国連が呼びかける家族農家の１０年に逆行することは明らかです。農村の声に耳を貸さない農政により、農業の基盤は脅かされ、その荒廃が進んでいるのは紀美野町も例外ではありません。

また、さきの台風２１号等で、紀美野町の農業も甚大な被害を受けました。人口減がとまらず、農地の多くが急傾斜地に点在し、高齢化とともに小規模農家の多い農業を支えるために、まちは単独事業も含むさまざまな支援を行ってきました。しかし、耕作放棄がふえ続けている現状は、農業潰しの悪政を転換する国民的多数派の形成が切実な課題であることを示していると考えます。

ただ昨今は、農山村の多面的な価値にひかれ移住する都会の若者がふえるなど田園回帰の流れも広がっています。生産者や消費者、行政や農協などが共同し、地産地消の地

域循環型の地域づくりも各地で活発です。紀美野町でも近年、地域おこしの取り組みとして住民主体の農産物の直売所が散見されるようになりました。こうした営みは、過疎地域の衰退に抗う一つの示唆ではないかと考えます。

こうした取り組みを支え、小規模農家を支援するために、農業経営支援事業補助金の対象に、例えばブドウやブルーベリーなど農産物の販売を目的とした苗の購入に対する植栽助成を加える考えはないかお伺いします。

第3点は、梅毒の感染についてです。

梅毒の患者数が爆発的にふえています。特に若い女性や胎児への感染拡大が心配です。2012年に875人だった患者数は、昨年5,820人に上りました。5,000人を突破したのは実に44年ぶりです。

典型症状として感染から3カ月程度で手足など全身に発疹があらわれ、その後、発症したり治ったりを繰り返します。進行すると、脳や心臓に異常を来すこともある疾患です。主に性行為を介して感染する疾患で、今までは男性の同性愛者や性風俗関連の女性に多いと見られていました。しかし、今回の流行で懸念されるのは、20から30代の女性への感染が目立つことです。

原因についてはさまざまな指摘があります。ネット経由で男女の出会いが多様化した。海外との往来が活発になったなどと言われますが、裏づけるデータはありません。重要なのは、一人一人が予防に努めることです。罹患が疑われれば病院や保健所などで検査を受けて、速やかに治療することです。原因となる細菌、梅毒トレポネーマは、基本的に抗生物質の服用で死滅します。治療した後も免疫ができないため、再感染には注意を要します。パートナー間での感染リスクを下げるためには、一緒に検査を受けることも必要だとされます。妊娠中の女性には特に警戒が求められます。感染すると、流産や早産のおそれがあり、胎盤経由で胎児に感染して、先天梅毒の障害が出る例もあります。厚労省の調査では、先天梅毒の報告数は13年に4件、15年は13件、16年は14件を数えます。母子感染も抗生物質で治療可能なので、早期に発見が大切です。

国立感染症研究所によると、近年は、東京都と大阪府、そしてその周辺の地域からの報告が多く寄せられています。特に男女の異性間性接触による報告する増加の傾向が続いており、母子全般による先天梅毒の増加も懸念されます。また、同性間性的接触による報告数も増加しています。今後の発生傾向に引き続き注意しながら、特にリスクが高い集団に対する啓発活動が重要です。具体的には不特定多数の人との性的接触はリスク

要因であり、その際に、コンドームを適切に使用しないことはリスクを高めること、オーラルセックスやアナルセックスでも感染すること、梅毒は終生免疫を得られず、再感染することなど、啓発のポイントとして挙げられます。感染が疑われる症状が見られた場合には、早期に医師の診断、治療を受けることが重要です。町として保健所や医師会などとも連携しながら、梅毒感染に対する啓発に取り組む考えはないかお伺いします。

以上です。答弁を求めます。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私からは、田代議員の1番目の御質問、がん患者の支え合いについてと、3番目の御質問、梅毒感染の啓発についてお答えいたします。

1番目のがん患者の支え合いにつきまして、平成30年3月作成の第3期がん対策推進基本計画には、がん患者が、がんと共生していくためには、患者本人が、がんと共存していくこと、及び患者と社会が協働・連携していくことが重要とされています。

今日、医療技術や情報端末が進歩し、患者の療養生活が多様化する中で、拠点病院等のがん相談支援センターが中心となって、患者とその家族のみならず、医療従事者が抱く治療上の疑問や精神的・心理社会的な悩みに対応していくことが求められており、またがんに関する情報があふれる中で、患者と家族がその地域において確実に必要な情報、治療を受けられる医療機関や、がんの症状・治療・費用、民間団体や患者団体等の活動等にアクセスできるような環境整備が求められているとしています。

さて、田代議員の御質問の中にもございましたが、NPO法人いきいき和歌山がんサポートの活動として、県内ではがん診療連携拠点病院等、9病院内及び院外2カ所でがん患者サロンが開催されており、またがん患者ピアサポーター養成研修も開催されています。このがん患者サロンは、患者・家族・医療者などががんにかかわる人が集まって思いを語り合う場で、日ごろから抱えている不安や悩みを話し合ったり、診察では聞きづらいうようなちょっとしたことなどをお茶を飲みながら相談し合えるもので、近くでは県立医科大学附属病院、日赤和歌山医療センター、公立那賀病院で開催されています。

その他、質の高いがん医療が受けられるように、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院6病院と県がん診療連携推進病院3病院にがん相談支援センターがあります。

これは誰でも無料で相談でき、看護師やソーシャルワーカーなど国立がん研究センターの研修を修了した認定がん専門相談員がいるセンターもあります。

相談の内容は、検査・治療・副作用について、経済的負担や支援について、医療者とのコミュニケーションについて、がん予防や検診について、療養生活の過ごし方について、社会とのかかわりについて、家族とのかかわりについて、患者や家族の心のことについて、緩和ケアについてなど多岐にわたります。

議員御指摘のように、地域にがん患者サロンを設置するための模索に取り組む考えはないかという御質問につきましては、がんの最新治療を含め十分な専門的な知識を持つスタッフが必要なことと、部位や生活の状況の違いによる共有の難しさもあると思われます。

そのため現状では町独自での立ち上げは困難と考えておりますが、海南保健所を初め県や近隣市や医師会等医療機関と相談しながら、立ち上げについて研究してまいりたいと考えます。また、NPO法人主催のがん患者サポーター養成事業など、がん患者や家族のサポートにつながる情報を広報紙などの活用により、積極的に発信していきたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、3番目の梅毒感染の啓発につきまして、議員御指摘のとおり、梅毒感染者は近年増加傾向にあり、本年11月27日の厚生労働大臣会見では、本年11月11日時点で5,955人であり、既に昨年1年間の暫定値5,820人を超えており、このままふえれば年間で6,000人を超え、1970年以来となります。

また、2018年第3四半期、これはおおむね7月から9月に相当するものですが、その梅毒の概要では、届け出数は1,744例で、届け出の年齢は男性では依然として20代から40代の幅広い年齢層から、女性は20代前半が多く、病型では、感染早期の感染性の高い早期顕症梅毒が、継続して男女とも多い状況でした。

万が一梅毒に感染している女性が妊娠すると、胎盤を通じて胎児に感染し、死産や早産や新生児死亡のほか、胎児に重篤な異常を来す場合があります、予防はもちろんのこと、早期発見・早期治療が重要と考えます。

紀美野町では、性感染症予防のために、年代に応じた性教育を行っており、中学3年生対象の思春期教室では、県助産師会の助産師により性感染症の予防・エイズを考える・性欲と性衝動・これからの男女の生き方について理解してもらえるような講座や体験学習を行っています。

また、海南保健所が管内の３高校において実施している思春期講座では、望まない妊娠や性感染症を予防できるような講座や体験学習を行っています。

早期発見のために、町では妊娠届けがあれば妊婦健診受診票を配付し、第１回目に梅毒検査が含まれています。また、全ての医療機関で梅毒検査は可能ですが、海南保健所では毎月第２・第４月曜日午前のクリニックでは、予約制で性感染症の検査と医師からの説明を受けることができます。

本町広報紙では、原稿を受けて海南保健所だよりを掲載していますが、現状では、クリニックやエイズ検査・肝炎ウイルス検査のみの表示となっております。そのため保健所と相談し、広報きみの１月号から梅毒の検査の表示を掲載する予定となっております。

今後は、海南保健所や医師会の先生方からの御指導を仰ぎながら、県助産師会や養護教諭と連携して、梅毒を含めた性感染症に対する啓発を強化していきたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、田代議員御質問の２番目の農業経営支援事業のさらなる充実についてお答えさせていただきます。

紀美野町では、農業者の意欲向上や作業の効率化、負担軽減を図るため、平成１８年度から紀美野町農業経営支援事業を行い、農地の改良、園地の施設化、農業機械整備、農薬購入費など、現在では１６のメニューを実施し、多くの農業者の方に活用いただいております。

議員御質問の農業経営支援事業への対象に、苗の植栽の助成を加える考えはないかとのことですが、このような取り組みを支援する事業は、国や県にございまして、県補助の耕作放棄地を解消することを目的としました耕作放棄地再生利用緊急対策事業や、荒廃農地等利活用促進事業。資金補助としまして、果樹植栽資金等を低利で融資する農業近代化資金、また県オリジナル品種への改植に限られますが、果樹産地競争力強化総合支援事業。さらに国の補助で優良品目・品種への転換を目的としました果樹経営支援対策事業などもございますので、それらの周知や活用の支援を行うことにより、さまざまなニーズに対応し、地域の農業者の応援をしております。

このような中で、単なる植栽補助だけでなく、農地の整備、土づくり、植栽の後の栽

培から販売までの支援が、農業生産技術の向上、耕作放棄地の再生や遊休農地解消対策につながり、長期的な観点から、振興作物の導入や、地域の農産物直売所を際立たせる新たな産地化の第一段階になろうかと考えますので、農業者または県やＪＡ等の関係機関と十分に連携をとりながら、今後の取り組みも含め、研究していきたいと考えます。

以上、農業経営支援事業のさらなる充実についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、１回目の答弁が終わりました。

これより２回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

５番、田代哲郎君。

○５番（田代哲郎君） ピアサポーターを養成とかということもあり、今、がんサロンというのを地域の中に設置していくのは非常に時間と努力が必要だろうというふうに思われます。

先ほどからの答弁の中にもありますように、そういうふうに通えるがんサロンというのは、大きながん連携病院の中であるか、あとは県立図書館でやっているのと、田辺市で１カ所あります。身近にあればもっと気楽にね、そもそもがんサロンを立ち上げるだけでも非常に努力が要るし、がん患者さんとの接点というのが必要になってきます。単にどこの誰ががんになってるというような話ではなく、やっぱりどういう悩みを持っているかということも把握していかなければならないと思います。

がんサロンならではの支援を特徴づける要素というのは、自分と似た体験をした人と出会って、自分のことを語り、ほかの人の話を聞くと。自分だけじゃないんだということに気づいて、孤独感が和らぐと。がん患者さんというのは、非常に引きこもって、一人で悶々としているわけです。だから、がん患者さんとか体験者というのは、自分なりの体験的な知識を身につけて、ほかの人が問題を解決する参考になったり、問題に対する見方を変えたり、問題に対処していく姿勢を育むきっかけになるわけです。

がんの患者さんで化学療法をしている患者さんとかに会いますと、私はこういうふうになっているんやという話をいっぱい教えてくれます。そういうことで、自分なりにいろんな体験を持っているという。それから、自分のそういう体験が誰かの参考になることもあれば、人の話が自分の問題解決につながることもあります。自分の体験を価値のあるものとして捉え直すきっかけにもなるし、だから、ぜひともやっぱりどんなに時間が

かかっても、そういうことに取り組んでほしいと思います。

がんを取り巻く環境というのは、刻々と変化していて、身近にがん相談支援窓口を開設できれば、非常にがん患者さんにとっては助かるのではないかと思います。2人に1人ががんにかかると言われる時代で、本当に地域を歩いていると、いろんな人が、あなたもかつて、実は私もなんやっという話に出会います。とりあえず提案した、行政として身近ながん相談支援窓口を開設できれば、本当にいいんじゃないかと思います。がん患者や家族の相談に乗り、科学的根拠と実践に基づく信頼できる情報提供を行い、その人らしい生活や治療選択ができる、非常に助かるのではないかと思います。

もちろん相談に当たる人はがんの疾患に関する知識や理解が不可欠で、がん相談に関する知識や技術を身につける必要があります。だから、がん相談支援員という専門員を養成することは不可欠になります。

がん対策情報センターの提供する基礎研修会や、各施設や地域で開かれる勉強会等で学んでいくことが求められます。答弁の中にもありました、いきいきピアサポートセンターというのも、ピアサポーターを派遣したり、そういうところでピアサポーターとして活動している人たちも、私は出会ったり話し合うこともあります。ですから、やっぱり行政として、がん患者さんは、どんな患者さんがいて、どんな悩みを持っているかというのを、少しずつ把握していくということは必要ではないかと思います。時間は大変かかりますが、患者さんや家族が安心して利用できるがん相談支援窓口の設置にぜひとも取り組んでいただきたいと、そこから取り組むことで少しずつあれが開けるんで、少しずつ取り組みが開ける、足がかりが開けるのではないかと思いますので、ぜひそういうことに取り組んでいただける考えはないか、いま一度、質問します。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

行政として身近な相談窓口をまず開設してはどうかということと、お話の中では、がん患者さんとか家族の方が同じような状況、いろんなお話を聞く中で共有できて、安心したいとか、自分の話が人の役に立つ、社会性を持つということは、本当にそのとおりかと考えております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、田代議員のお話にもありましたように、がんの治療につきましては、相当、刻々と状況が変わっていつている状況でして、先ほども言いましたように、相談員という、本当に専門的な研修を受けていないと、行政が主

体となってするには相当、責任があるなというのは実感しております。それにつきましても、一町でそういう専門員を養成するとなると、非常に職員も少ない中で、ちょっと負担は大きいかもしれないと考えておりますので、先ほども申し上げたとおり、県とか保健所とか医師会の先生方などとも相談して、こういう御意見をいただいているということで、何とか近くでそういうサロンのようなことできないかというのは、相談をしたいとは考えております。

以上、考え、そういうところでございます。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） ピアサポーターというのを、そういうふうに育て上げたいというのは、非常に時間がかかると思います。ここ数年で解決するような問題ではないんですけども、確かに、しかし、この地域にたくさんの患者さんがいるということも事実だと思います。

それから、今、開かれているのは、例えば大きな連携病院で、専門病院で依頼であったり、日赤医療センターであったり、労災であったり、そういう近くでは那賀病院でも、多分、がん患者サロンというのは、月に1回ぐらいは開かれていると思います。しかし、なかなかそこへ治療に行っても、治療に行く日と同じ日にそういうのがあればということもあるし、治療自身がもうほとんど診察から抗がん剤の点滴まで1日がかかってしまうので、その日に行って、そこへ参加するということも非常に難しいし、遠過ぎるということもあります。

だから、近くにそういう集まりが月に1回とは言わないでも、二月に1回ぐらいあるよということがあれば、そこへ行くという、そういうサロンをどうして立ち上げていくかということが問題になってくるし、やっぱりピアサポーターになってくれる人とかかわりというのは、町が大事にしていかなければ、さっと、ここにありますよ、来てくださいと言うても、なかなか来てはくれないと思います。

それから、ただ、何遍も言いますが、人が不安を抱くときは、自分の心の中にある心配を聞いてもらえる相手がいることは、大きな救いになります。それから、人は誰でも話をする、誰かに話をするということで、自分の心を開くことができるということもありますし、がん患者さんというのは、どうしても自分の心を閉ざしがちで、そういうことを他人に知ってほしくないということもありますし、だから、そういうところで同じ悩みを持つ人たち同士が話をすること自体、一歩前向きになると思います。

ですから、非常に支援員を養成するというのは非常に専門的な知識もいるし、科学的な知識で、難しいとは思いますが、常にその人はその仕事をしているわけではないので、そういう知識を身につけて、そういう情報を集めてという、そういうことで対応していったら、そういう患者さんが来たときに対応できるという、まずはそこが出発点じゃないかと思います。そういう患者さんたちとつながりができれば、そういう人の中からピアサポーターになってくれる人とか、ファシリテーターになってくれる人を、長い年月をかけて育てていくというか、そういうことは、そんなに、難しいことですけど、できないことではなかろうというふうに私は考えます。だから、今、地域でやっているというのは、日本中でも幾つかあるんでしょうけど、そこまでちょっとわからないんですけど、物の本によると、そういうあれはあるという、地域で行政として取り組んでいるところもあるというふうには書かれています。ただ、それがどこなのかも、今のところ調べる手だてもないんで、そうなんですけど、だから、まずはがん患者さんたちと行政がつながる、結びつくというか、何らかの形でつながっていくということは、一番大事なことだと思いますんで、ぜひともそういうことに時間をかけて結構です。今すぐそんなもんができるということはないと思いますから、何年かかろうとそういう方向での取り組みをやっていただければと思います。その点についての答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問であらうと思いますが、実は先般、私テレビを見てましたら、そうしたがん患者の皆さんがインターネットを通じて、そして同じ境遇である方々がみんな集まって、今どうなんですか、どうですかといった、それがやはりプライバシーの侵害にも絡んでくるんで、一番いいと。そしてまた、自分の生きる力になるんやということをテレビでやってみました。NHKやったと思います。

それに対して、田代議員がおっしゃられるように、サポーターね、これについては、相談を受ければ、これに答えてあげる、それぐらいのことが、私はいいと思います。ここへあるから来てくださいというのは、やっぱりがん患者の皆さんは、自分が知られるのも嫌だというふうなことも、そのテレビで言っていました。そして、自分の経験を他人に教えてあげる、そして会話で、自分らどうしようよと、いろいろ生きる力になってくるよということでございますんで、先ほども課長が申し上げましたように、そうしたサポーター的な、それで医師会等々と協議をしながら、今後対応していきたいなというふうに思います。やはり専門的分野となりますと、間違ったことを教えてはならない。非

常にこれ難しいと思います。言葉で言うたら簡単ですけどね。すごいやっぱりがん患者というのは、ダメージ受けてますよね。私らもそうですよ、がんやって言われたら、もうそこでしゅんってなりますよ。だから、自分らでそうした同じ境遇の人々が集まってインターネットを通じて、ある場所へ集まって、そしていろいろ話をする。そしてまた将来に向かって光を見出していくというふうなテレビでございました。

そんなことで、当町におきましては、そうしたこともあるよ、また医師会でもこんなことがあるよとか、いろいろそうした指導的なそういう対応、これをしていきたいなど、専門的なやつはちょっと無理やと思いますので、そうしたことで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） それでは、2 問目に移らせていただきたいと思います。

確かに国の事業、県の事業でそういうふうに農業内容を充実させる事業というのはいっぱいあると思います。それを周知徹底することで、皆さんがそういうことを受けながら、農業をちょっとでも充実させていこうかという。ただ、そういうことを、なかなかしかしそれがあっても、この町の農業というのは非常にもう何か圃場の条件も悪いんですけど、衰退というんですか、高齢化、何よりも高齢化でたくさんの農地で頑張ってきたけども、もうこれ以上どうにもならないということで、もう90歳にもなるから、農業から引退せな仕方ないということで、うまく農地を誰かがやってくれば、それはそれでええと思うんです、引き継いでくれば。なかなかいかないし、そういうこともあるし、やっぱりもう、ちっちゃなことでこういうこともあるからやってみようかという気になるような、そういう補助があればやってみようかなという気になるような形の農業支援というのが要るんじゃないかと思うんで、そういう質問をさせていただきました。

島根県の江津市というところで、桜江町ということで、I ターン者の一人がクワの葉っぱ、クワの木が放置されてあるのを見て、これで何とかならんかということで、クワ茶という新製品を開発したって、このクワの葉っぱの茶というのは非常においしいんです。最近、何か非常に広がってきているようで、でも、そういうことだとなかなかこのまちでI ターンの人にクワの茶をつくって、それを6次産業化が必要なんで、6次産業化でつくって、それを売ってというところまでいって、そうはいかないと思うんですけども、一人の人でも、そういう先ほど説明されたいろんな補助制度があるよという

ことでも、なかなかそれを周知するというのは難しかろうと思うんです。一人の人でも挑戦できるようなそういう補助制度があればということで提案させていただきたいんですけど、その辺のことも含めて、ちょっともう一度答弁をお願いします。答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、国や県の既存の事業に活用できる補助金が確かに幾つかございます。ただ、周知のほうがなかなか難しい、条件が難しいという部分で、町の農業経営支援事業というのが、町単独という部分で、小回りがききやすい部分でもあろうかと思うので、そういった御提案をいただいたと理解しております。

農業関係の補助金につきましては、公益的な位置づけは当然必要であると思います。ですから、財政的な面もあるんですけども、地域の持つ可能性を十分に引き出せる制度というのが、やはり町単独部分の位置づけであるんじゃないかなと思ってございます。そういった部分で、農業者、関係団体の御要望、御意見もお伺いしながら、今後、研究してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） この質問をするのに、モデルケースはないのかということで、岡山県の吉備中央町というところを訪ねてきました。岡山県加賀郡吉備中央町、面積は268.73キロ、うちの紀美野町の倍ぐらいです。ただ、人口が1万1,567人と、そんなに多くはないんで、標高が200メートルから500メートルの高原地帯にありまして、いわゆる吉備高原と言われる高原地帯にあって、産業の中心は農業だということで、水稻を中心に高原野菜、果物、花卉、酪農とか、肉用牛なんかの飼育も盛んにやっているそうです。この中で、ここのいわゆる農業支援事業の中に園芸産地形成推進事業ということで、ブドウの植栽助成というのがありまして、町内に居住した農業を営む生産者で、1アール以上3本以上の新植もしくは改植で、販売を目的としたブドウ苗の購入で、上限は50本まで補助するということになっています。補助額は1本当たり2,000円ということで、これが上限額だと。よく私もわからないんですけど、ピオーネとかシャインマスカットぐらいはわかるんですけど、オーロラブラックとか、マスカット、また紫苑とかというのは、ブドウの種類がどんなんかわかりません。けど

も、それにそういうふうには補助を出しているそうです。

平成29年の補助実績は307本で61万2,360円、平成17年からこの事業を始めて、補助実績は1,621本で3,985円と。だからブドウってつくらんかいって言ったら、結構、農地がちゃんとしている必要がありますけど、山にブドウをつくっちゃ難しいと思うんですけどね。最近、平地でも耕作放棄地が多いで、そういうところでつくらんかと言うたら、ブドウやったら取り組む人があるんちゃうかなという気がしたんです。

それから、同じく園芸産地形成推進事業で、ブルーベリーの植栽助成というのもやってました。これも3アール以上60本以上の新植で、販売を目的としたブルーベリーの苗の購入で、これは120本まで補助を出すよということで、それから苗1本につきピートモス25リットルを含んでやると。補助額は苗1本当たり2,500円が上限で、ピートモス1袋当たり3,000円が上限額だそうです。29年の補助実績は1,530本で、非常に多いですね、403万6,000円という補助額だそうです。17年度からの補助実績は1万7,650本で、4,800万ほどの補助額だそうです。

だから、非常に農業の盛んな町ですから、同じようにはいかないと思います。でも、こういう補助をつくってやりませんかという、特にブルーベリーというのは、非常に難しいんで、そう簡単にはいかないと思うんですけど、きっちりつくれば、やっぱり農産物として直売所なんかでも簡単に扱ってくれるし、ブドウもそうだろうと思います。直売所へ持ち込めばちゃんとしたあれができれば、非常に売れるのは売れると思いますんで、そういうことで、そういう補助事業があればと思うので、そういうこともモデルにしながらやっていただければと思いますが、その点についての考えを答弁求めます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 田代議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ御紹介いただきましてありがとうございます。ただ、和歌山県、特に紀美野町としましては、急峻な中山間地域という地域的な特徴もございます。ミカンや柿、それから山椒等々、地域的な特徴に合った農産物が発展してきたという経過もございます。新たに新しい産物をつくる場合なんですけれども、初期投資の部分であるとか、まず農業生産技術という部分が、とても大きな部分であるかと思います。

その農業生産技術というのは、すぐに身につくものではなくて、長い時間をかけて身

につけられるようなものだ」と認識しておりますので、そのあたりも意欲ある農業者の方々の、そういった要望等伺いながら、今後、研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 時間がありませんので、3 番目の質問に移ります。

先ほどの答弁の中でもあったと思うんですけど、国立感染症研究所のあれで年間 6,000 人を超えているという答弁がありました。この三、四年で急増しているということです。先ほど答弁でもあったんですけど、20 代から 40 代の男性と、ここのところが問題なんですけど、10 代後半から 30 代前半の女性が多数を占めるという、ここのところが、メディアが取り上げるんで検査に来る人がふえたんで、こんなにふえたんじゃないかということと、女性患者が 10 代、20 代に多いということは、気軽なセックスが感染を広げているのではないかという指摘があります。もともと梅毒というのは発見が難しい感染症で、多彩な症状を呈するのがあるんで、特定するのが難しくて気づかずに性行為を行って、知らない間に感染が広がるという、だから、報告されているのは氷山の一角だろうというのが、大方の見方です。

女性の患者さんが妊娠した場合に、流産や死産、障害を持って生まれる先天性梅毒の可能性もあります。今どき第 4 期というのは、もうないと思うんですけど、第 4 期までいってしまうと、脳や神経が侵されたりということが起こります。私も仕事についているころは、梅毒のスピロヘータによって脳が侵された患者さんをたくさん診てきました。脳細胞というのは一旦侵されると、もとに戻りませんから進行性麻痺ということで、だから非常に知らずに過ごしてしまうと怖い病気であることも事実で、治療というのはペニシリン系の服薬で簡単に治るんで、ただ、広報で徹底するという話ですが、これ若い人を対象にした、先ほどから答弁の中にもありました、医療機関とも連携した講習会とかそんな開くとか、性教育の中で徹底してこの問題を取り上げていかないと、単に広報でも大事なことですけども、やっぱり徹底した啓発に取り組んでいかないと、恐らくこの町でも若い人の感染者がないとは言えないと思います。だから、その点について徹底して取り組む考えがあるかどうかだけ答弁を求めます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

先ほど6,000人につきましては見込みということで、ものによりましては、もう6,000人を超えているというデータもあるんですけども、正式には、今、6,000人前ということで、6,000人見込みということでお伝えさせていただいたかと思います。

それと、啓発につきましては、現在は、町では学校の養護教諭と協力しながら、思春期保健ということで、性感染症についてもやっているわけですけども、さらに養護の先生方と強化するというので、助産師会の方とも相談しながら進めたいと考えております。また、保健所につきましても、高校生対象に研修を行っているんですけども、高校からの要望に基づいてということらしいので、もっと積極的に力を入れていただきたいということで、働きかけたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 以上をもって田代議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時26分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時40分）

○議長（美野勝男君） 続いて、4番、町田富枝子君の一般質問を許可します。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私のほうからは2点にわたって質問をさせていただきます。

一つ目は、生活困窮者自立支援についてでございます。

2014年9月、県営住宅の家賃滞納で退去を迫られた母子家庭の母親が、追い詰められて娘を窒息死させたという事件がありました。母親は、借金や仕事などで課題を抱えていましたが、身近に相談できる人もなく、複数の行政窓口を訪れていたにもかかわらず、関係部署間では情報が共有されず、支援に至らなかったということがありました。こうした事態を二度と招かないよう、自立支援法に基づき、15年度から生活困窮者自立支援制度が始まり、自治体に対し困窮者向けの相談窓口を設けるように規定、その上で地域の実情に応じて就労や子供の学習などに関する支援事業を行うよう定めています。

紀美野町では、生活困窮者対策として、どのような支援を行っているのか。相談窓口はどこか。また年間何件ぐらいの相談があるのかお伺いいたします。

2点目ですが、電動シニアカー、ラクターの貸し出しについてお伺いいたします。

先日、今まで單車に乗っていた方が、年齢による目の衰え等で免許証を返納して、移動に大変困っている。電動カートを貸してもらえないかとの話を伺いました。介護保険を利用したラクターのレンタル代金は月額2,000円だそうです。購入する場合は三十数万円から40万円程度かかり、介護保険を利用しないレンタルの場合は、月額2万円かかるという、国民年金で2万円の出費はとても無理だと言います。高齢で介護保険を使わない健康な方たちに、ラクター貸し出し事業をする考えがあるかお伺いいたします。よろしくお願いします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長(美野勝男君) それでは、町田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 町田議員御質問の生活困窮者自立支援と、電動カートの貸し出しについてお答えいたします。

1番目の生活困窮者自立支援につきましては、生活困窮者自立支援法の施行に基づき、平成27年4月より新たに始まった生活困窮者自立支援制度で、失業や就職活動の行き詰まり等の事情で、経済的な困窮状態に陥っている方を対象に、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図っていくことを目的としています。

御質問の紀美野町における生活困窮者の相談窓口につきましては、実施主体は福祉事務所設置自治体となりますので、和歌山県となり、相談窓口は海南市にある海草振興局健康福祉部(海南保健所)にございますが、そちらになります。総合相談窓口として、保健福祉課に来所され相談を受けることも多く、必要に応じて海草振興局の担当者と連携しながら、職員が家庭訪問を行うこともあります。

次に、相談件数についてですが、平成27年度は12件、平成28年度は13件、平成29年度は10件、平成30年度の現時点では11件です。相談の受け皿は大半が保健福祉課や民生委員・児童委員への生活相談で、相談の多くは高齢者のため就労支援につながりにくく、生活保護の支援につながることも多くありますが、今年度の相談のう

ち1件につきましては就労支援としてハローワークへの同行も行いました。

なお、保健福祉課は地域包括支援センターとして、保健福祉や介護など総合相談窓口を設置しているため、さまざまな相談を受ける中で生活相談につながることも少なくありません。今後も海草振興局の指導を受けながら、制度の内容や相談窓口を広報紙やホームページに掲載するなど、制度の周知に努めてまいります。また、必要に応じて関係部署や社会福祉協議会、民生委員・児童委員の方々と情報を共有し、早期発見、早期支援につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、町田議員2番目の電動カートの貸し出しにつきましては、議員御指摘のとおり、レンタルした場合の費用は月2万円程度です。さまざまな制約はありますが介護保険の福祉用具貸与のサービスを利用できる場合は、所得に応じて1割から3割の負担で利用することができます。

電動カートは、歩行者扱いで歩道を通行します。簡易な操作になっているとはいえ、道路横断時などのその場その場の道路状況を判断し、運転しなければなりません。高齢者は心身状態が変化しやすいため、介護保険の福祉用具貸与においては、専門職の継続的な関与があり、心身状態の変化を把握しながら、安全性についての判断も定期的に行っています。

このようなことから、介護保険サービスとは別に、町が電動カートを購入し貸与することは、安全性の観点から見て、現状では困難と考えます。とはいえ、交通問題は紀美野町において大きな課題です。免許証の返納者に対しどのように支援していくか、交通関係機関等を交え、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） これより2回目に入ります。

4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） ただいま27年から30年度にわたって、相談件数の報告がありました。この中で大体10件以上で、10件以上というんか、10件程度で移動しているのかなって、そのように思います。

30年度は1件、就労支援があったという報告でした。高齢者の場合は、紀美野町においては、地域別に担当の保健師さんが定期的に訪問してくださって、きめ細かな対応ができています。しかし、社会的孤立にある人、例えば病気や失業等の問題を

きっかけに、一気に困窮状態に陥りかねないことから、早期の発見と寄り添う支援が大変重要になってくると考えます。今回の法改正によって、どのように変わるのかお伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 今、御質問の、ちょっと質問の中で、高齢者については保健師が地域区担当で定期的に訪問ということでございましたが、保健師は全ての地区担当ということで、子供から高齢者の相談とか対応がある場合は、必ず対応させていただいております。高齢者にかかわらず、子供とか障害のある方、そのほかの方につきましても、必要に応じて定期的な訪問が必要であれば訪問させていただいたりということで、状況を気にかけてといいますか、仕事として対応させていただいております。

また、社会的に孤立にある方などは、やはり地域の民生委員・児童委員の方が常々気を配っていただいております。保健福祉課のほうへ相談をいただいたり、常時、情報の交換ということをしていただいております。今回の法の改正ということで、一部改正のことを御指摘いただいているかと思うんですけども、それにつきましては、いろいろな制度の一部改正につきましてはの自立支援の強化ということで、いろいろな今までの強化をするということですけども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり、福祉事務所を設置しているところが中心となるということとなっておりますので、直接町がすることにつきましては、見守りのこととか、そういうあたりを強化していくということを考えております。

ほかにひとり親家庭の生活の安定と自立の促進ということで、町が委託を受けてやっている中では、児童扶養手当の改正の見直しなどありまして、そういうことも、ちょっと先の話になるんですけども、対応していくことになるかと思えます。いずれにいたしましても、日ごろの総合相談と地区担当と保健福祉課が総合的に福祉に対しても対応しているということで、さらに充実というか、進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 民生委員さん通じてとか、いろいろ保健師さんを通じてとかしてくださっているのはよくわかるんですけども、生活困窮者の方というのは、なかなか自分から進んで相談に来られる人がいないと思うんですね。相談に来られる人

はいいんですけれども、なかなか相談をどこへ持っていったらいいのかわからない、そういう方も多くいらっしゃいます。私たちに言ってくれたときは、それがつなげることはできるんですけれども、表面には出ていないけれども、大変な方というのは何件かいらっしゃるのかな。それでも、何らかのＳＯＳが出ているわけですね。例えば家賃や納税が滞っている場合、できるだけ早い時点で訪問をして、情報を聞いて支援につなげていくということが大事になってくるかと考えています。福祉センターの中では、地域包括支援センターとか、子育て世代包括支援センターが開設されて、老人福祉、児童福祉、障害者福祉などさまざまな業務を行ってくださっているんですが、町民のほうからすると、どこに相談すればいいのかわからないという方も数多くいます。

私たちも公明党で１００万人対話運動というのをやったんですけれども、地域包括ケアセンター、アンケートなんですけど、地域包括ケアというのは知ってるかどうかという、その問題に対しても、やはりほとんどの人が知らないという人が多いし、名前は聞いたことはあるけれども、内容を知らないという、そういうふうな数多くの返事がありました。行政窓口では、そういうふうな難しい名前が書かれているんですけれども、相談というんか、困り事があればここへ連絡すればいいよ、そこへ連絡すると、その部署に応じて相談窓口を紹介してくださるという、そういうふうなやり方がいいんじゃないかなって思います。それで、相談窓口を一本化して、そこに電話すれば各部局につながるというやり方をすれば、より相談しやすくなるのかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 相談窓口につきましては、先ほども申し上げましたとおり、保健福祉課が地域包括支援センターということで、これは高齢者に限らず、全ての方ということで、また追加というか、同時に子育て世帯地域包括支援じゃないですが、それもやっていますので、いろんな名前もあるかと思うんですけれども、総合的に保健福祉課のほうへ連絡いただいたら、関係部署へ必要に応じてつなげたりはさせていただいていますので、さらに周知はさせていただきたいんですけれども、議員各位にもこういう周知のほうにつきまして、協力をいただけたらうれしいかなと思っております。

また、さきに御質問にありましたように、家賃などの滞納というお話もあったんですけれども、町の住宅であるとか水道とか、いろんなことで滞納とかにつきましては、個々にやっぱり相談もしている場合もございますので、御理解いただけたらと存じます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） 先日、県外研修で訪れた山口県周南市では、市民が安心して暮らせるようもやいネットセンターを設置して、高齢者を初め、子供、障害者、生活困窮者など全ての福祉総合相談窓口として24時間、365日対応しているとのことでした。今、福祉相談窓口は福祉センターの中にあるということです。だから、そういう全ての人の相談窓口が、福祉相談窓口で受け付けるという、そういうふうな周知をしていただけたらと、町民の中では本当にどこへ相談したらいいのかって、先ほども言いましたけれども、どこへ相談したらいいのかって思っている人もたくさんいらっしゃるので、困り事があれば相談窓口へということで、一つの電話を周知してあげたら、より相談しやすくなるかなと思うので、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 今、御質問にありましたように、さらに周知を図っていきたいと考えております。ただ、周南市のように24時間365日の電話となると、役場へしてくださいということで御案内させて、夜間とかしております。ただ、そちらへしていただくと、必要に応じて担当の者に連絡が入ることになっております。例えば高齢者の方がいなくなったとか、そういう緊急な場合は、そちらへ電話いただいたりしておりますので、実際に対応はしておりますが、電話が1本というのは、なかなか今の現状ではちょっと難しい状況ですが、総合福祉センターが全ての相談窓口になっているという周知については、徹底していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 4 番、町田富枝子君。

○4 番（町田富枝子君） では2問目に移ります。

現在、紀美野町では、健康寿命を延ばす対策として65歳からの健康づくり教室とか、転ばん塾、元気塾、生石サミット、いきいき100歳体操などに取り組んでいます。そんな中、町民の方もいつまでも元気でいたいと、これらの運動に積極的に取り組んで、健康を維持しています。介護保険の仕組み上、健康の人が使えないのはわかっているんですけども、人生100年時代と言われ、町全体で健康寿命を延ばす計画をしているときに、健康であるがゆえに安価でラクターを使えないというのには、矛盾を感じます。先ほどラクターの使用するのに危険が伴うとか、そういうふうな話もありました

けれども、この高齢者の移動の手段の確保は、喫緊の課題であると考えます。単車や自家用車に乗っていた人は、バスに乗るのがなかなか不安を感じているという人の話をよく聞くんです。バスの乗り降りであるとか、停留所をどこで降りたらいいのかとか、そういうふうな今までバスを利用していない人というのは、そういう、ちょっとしたことが不安である、そういうふうなことを言っていました。これからどんどん高齢化が進んでくる中で、何か健康な方に、ラクターが難しいのであれば、何かそれにかわるものを支援してあげる方向にはいかないものかお伺いいたします。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 町田議員の再質問にお答えいたします。

本当に高齢者の方の移動の手段というのは、喫緊の課題というのは、本当にそのとおりと考えております。先ほどもおっしゃっていただいた65歳からの健康づくり事業など、元気でいていただくための事業もやっていると。ただ、介護保険の仕組み上、元気な方については、余りメリットとしてはないというようなお話があったかと思います。介護保険であっても、先ほどの健康づくり事業の中の介護予防事業は、介護保険料を使わせていただいて、事業としてやっているものでございます。

それで、先ほど御提案の事業につきましても、介護保険料を使ってできないこともないかもわからないんですけども、それにつきましては、いろんな方々の御意見とか、保険料のこととか検討して、財源の話ですけども、検討していくことも今後課題になってくるのかなとは考えております。ただ、交通につきましては、先ほど御提案の電動カート以外のことも、やっぱり総合的にもっと考えていかなければならない時期に来ているのかなとも思いますので、保健福祉課だけではなく、ほかの課とか町全体の検討というのが、今後必要になってくるのではないかと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 今、総合的に考えてくださっているということで、少し安心しました。自分で元気な間に自分で自由に出かけられる、そういうふうな支援をできるだけ、もう本当に今、元気な人が使えるような、早く本当にスピード感を持っていただかないと、本当にその人たちがまた介護を受けやなあかんようになったりとか、また亡くなっていったりとかってする、これからもう本当に高齢化がどんどん進んでいく上に、本当に喫緊の課題だと思うので、本当に皆さんの英知を結集して考えていただ

きたいと、そのように思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 町田議員の本当にいい質問だと思うんですけどね、実は先般も、毛原下の人、実は本通りまで出てくるのに30分ほどかかる。だから、これ何とか町長、ならんかいという話は聞かせていただきました。ただ、今おっしゃられるように、ラクターということになってきますと、やっぱりある程度の基準がなかったら、その基準を守らさんと誰にでも構わへんというんじゃ、やっぱり具合悪い。そんな中で、バスを利用、ふれあいバスを利用してもらうなり、そのところまで家から行くとか、やっぱりそんな格好になってこようかと思います。

と申しますのは、実はシルバーでボランティア活動をやってはるんです。ここの動木の人が農村センターまで行ったんです、ラクターで。40分かかりました。その間、交通が皆よけていく。そんなやっぱり危険性もありますので、これから一つ非常に難しい問題やと思いますけど、何とか一遍検討していきたいなというふうに思いますんで、ひとつ御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 以上をもって町田議員の一般質問が終わりました。

続いて、6番、西口 優君の質問を許可します。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） まず1点目です。1点目、若者の夢について。

これからの紀美野町を背負ってくれる若者に期待するところですが、全国で若者の政治離れが起こっています。富山県では、子供たちのアイデアでつくった公園が全国コンクールで最高賞を受賞したとも報じていました。子供たちの考えが行政に反映される、若者一人一人と行政がつながっているということを実感していただくために、学生に、紀美野町の将来像とか自分が町長になったらこうしたいとかというようなタイトルで自由な発想で夢を投稿していただき、優秀作には賞品もしくは賞金を出す仕組みをつくってはどうか。

2点目です。不動産相続についての相談窓口について。

全国で見ると持ち主がはっきりしない土地が九州の面積ほどあると言います。祖父母名義の土地がそのまま、次の世代に名義変更していないことが多いようです。このような物は年数がたつほど難しくなるのは明らかです。そこで将来のために相続に

特化した相談窓口を役場に設けることはできないものか。

3 点目です。災害時の 2 次災害を防ぐことについて。

ことしの台風は電柱の倒壊などにより経験したことのない長期にわたる停電が起きました。道路も倒木により寸断され、住民生活に不便をかける結果となりましたが、今後このようなことが起こりにくくするためには、電柱の近く、もしくは主要道路に面した木の伐採を進めるしかないと考えます。個人の財産ですから切ってくださいとは言えませんが、防災の観点から道路に面した木の伐採に奨励金を出すようにしてはどうか。

4 点目です。

災害時におけるブルーシートの支給について。

さきの台風時、他の自治体ではブルーシートの支給が行われたのに、紀美野町ではどう考えているのかとの声が数件ありました。台風が過ぎ去った後、店に行っても買うことができずに非常に困ったとの声も聞きました。当町でも食料・寝具など災害備蓄品は備えていますが、ブルーシートについてはどうなっているのか。

5 点目です。

農地の管理について。

農業従事者の高齢化に伴い、農地が荒れ放題になっているところをよく見かけます。地主に耕作意欲があって、なおかつ荒れるのならわかりますが、耕作を考えていない放棄農地がふえているようにも見受けられます。イノシシなどにも荒らされ、畑に隣接する排水路がつまり、二次災害まで起こってきます。このような場合、周辺住民はどのように対処すればよいのか。

6 点目です。

ふれあい公園の活用について。

行政がかかわった施設について、建設時にある程度の完成形を求めているためか、民間経営の公園と違い、時代に合った進化が少ないと思われます。現状でよしと思わずに、絶えず話題性のある進化が必要であると思うのです。紀美野町は自然が豊かです。この自然を生かした今人気のはらはら、ドキドキ感のあるフィールドアスレチックなど、ふれあい公園につくることはできないものか。

7 点目です。

売却公用車について。

役場駐車場に売却公用車と書かれ置いている普通自動車と軽四輪自動車について、競

売は指名競争入札で行ったと聞きましたが、特殊なものでなく、町内誰でもが使用しているものです。このような物は指名競争入札でなくて、町民を対象に一般競争入札でもよかったと思います。指名競争入札にした根拠はどのようなものか。また落札額はどうか。

8点目です。

各種文書通知について。

一般的に役場が文書通知する場合は、必要があって文書を各担当が決裁を得るものだと思うのですが、文面に誤りがあった場合は役場の仕事の信頼性にもかかわってきます。この文面に誤りがあった場合はどのように対処しているのか。チェック体制はどのように行っているのか。

9点目です。

ドローンの利用・検証について。

昨年、災害時現場の状況を把握するためとの理由でドローン2機、49万7,000円を購入しましたが、今回の災害時、活用されたとの話が聞こえてきません。どのような活躍をしたのか、わかるように説明を求めます。また利用を促進するための問題点はどのようなことが考えられて、改善策はどうするのか。

10点目です。

国道の活かし方について。

トンネルもできて、道路が広くなりきれいになってきています。以前に比べて走りやすく救急車、消防車も到着時間が短縮され、安全・安心に一步近づいたと言えるようになりましたが、それでもこれによって町が活性化されたと実感できていないとも思われると指摘を受けました。道路がよくなったことが町の活性化とどのように結びつけば最良と考えるか。

11点目です。

谷川の改修、津川について。

長谷地区の谷川改修が進んでいます。町内にこれだけ山があるということは、それだけ谷川があるということになり、限られた予算ではとても一度に直すのは無理があり、順番に改修していても、全ての谷川の改修には相当な時間を要すると思われます。役場をお願いしているのですが、この谷川の改修はいつごろになるのか、議会できっちりした考えを聞いてほしいと言われました。そこで質問です。津川の谷川改修計画はどのよ

うになっているのか。

12点目です。

緊急連絡網のメール送信について。

学生保護者からの話として、緊急連絡網は電話で行っていますが、電話の場合だと1カ所で連絡が途絶えた場合、緊急連絡という用をなさないのではないかと指摘を受けました。メールで一斉送信ができないものかとのこと。時代に合った連絡方法を検討してはどうか。

13点目です。

先生の労働環境の把握について。

報道によると、学校教員の労働環境は劣悪で、ブラック企業をしのぐと報じられていました。公務員の先生は、給特法によって残業代が月給の4%と固定されているため、どれだけ時間がかかっても同じようです。先生が疲れてくると、生徒の勉強にも影響が出てくると考えられます。学校にもタイムカードを導入して実態を把握すべきでないか。

14点目です。

高齢者対策について。

報道によると、兵庫県明石市では認知症を早期に発見し適切な治療につなげようと、75歳以上を対象に認知症の精密検査の費用を助成するとしています。物忘れの頻度や生活状況などを尋ねるチェックシートで認知症の疑いのある場合は、医療機関を紹介するとのこと。紹介先の医療機関ではMRI検査や専門医の診断を受けてもらうとのこと。一連の精密検査にかかる数千円の費用を助成するとのこと。高齢化は全国的なものです。紀美野町でもこのような制度を設けることはできないのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(美野勝男君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 私からは、西口議員の一つ目、12番目、13番目の質問についてお答えさせていただきます。

まず一つ目の質問、若者の夢についてお答えさせていただきます。

平成27年の公職選挙法等の一部改正によりまして、選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられたことを受け、学校教育現場でも主権者教育に対する意識が高

まっております。

下神野小学校では、昨年6年生が本町の議場見学を行い、その後、まちづくり課の職員を講師に招き、町の課題について考え、魅力あるまちづくりについて提言する授業を行いました。本年度も来年の2月に議場の見学を行う予定にしております。また、昨年度、美里中学校の社会科学習で、少子高齢化をテーマに対策施策を考える学習を行っております。このように中学校でも主権者教育への意識の高まりから、自分たちが住んでいる町、また行政への関心を高めていきたいと考えております。

議員御提言の紀美野町の将来像または自分が町長になったらこうしたいといったテーマで作文や発想を提案していただくということは、ふるさと回帰という点については意義のあるものと考えております。学校とも検討してまいりたいと考えております。

なお、賞品もしくは賞金を出す仕組みについては適切ではないと考えております。

以上、一つ目の質問の答弁とさせていただきます。

それでは、西口議員の12番目の質問、緊急連絡網のメール送信についてお答えさせていただきます。

緊急時の連絡については、各学校で最も効率のよい方法で行っております。現在、町内でメールにより連絡を行っている学校は、小学校1校、中学校1校の計2校となっております。その他の学校では、電話連絡網を使用しております。

メールには事前に登録された方に一斉に配信できるというメリットがありますが、登録手続や受信者のメール設定、メールアドレスを持たない方への個別対応など、デメリットもあります。電話連絡には相手につながらなかった場合、連絡ができないというデメリットがありますが、電話がつながればメールのような受信確認も必要ないため、連絡の確認が徹底できるというメリットがあります。もちろん連絡網が滞らないように、次の方につながらなかった場合、その方を飛ばして次の方に連絡の上、つながらなかった方を学校に連絡していただきます。連絡を受けた学校は、再度その方に連絡することで、連絡網が滞らないよう、また連絡が滞りなく行えるように連絡網を工夫しております。また、小川小学校でも少人数のために、職員による個別の電話連絡で十分とのことでした。

メールによる連絡、電話による連絡については、学校の状況により、どちらがよいということは一概に言えませんが、いずれにせよ、必要な連絡がきちんと保護者の方に伝わるようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

いたします。

続きまして、西口議員の１３番目の質問、先生の労働環境の把握についてお答えさせていただきます。

学校における教職員の働き方改革につきましては、教育委員会及び学校でも取り組んでいるところです。

町内各学校ではタイムカードを導入はしておりませんが、教職員の勤務時間の把握につきましては、管理職の目視により時間把握をしていることを、各学校長より聞いております。

また、県教育委員会の働き方改革推進プランに取り組み、長時間労働の解消に努めるとともに、８月、１０月、２月にはその取り組みの状況について点検を行い、推進に向けて取り組んでおります。また、現在、勤務時間実態把握調査を年１回行い、長時間労働に当たる教職員には、学校長より指導をお願いしているところです。このようにして教職員の労働時間の把握を行っております。

今後は、近隣の自治体の動向も注視しながら、タイムカードの導入について検討を行ってまいりたいと考えております。教職員の働き方改革への意識向上、長時間労働の解消に向け、引き続き各学校において取り組んでもらうこととともに、教育委員会としても各学校を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷昌弘君 登壇)

○税務課長 (中谷昌弘君) それでは、私のほうから、ただいまの西口議員の御質問につきまして、２番目の不動産相続についての相談窓口についてのお答えをさせていただきます。

現在、紀美野町におきましても、祖父母など先代名義の土地について相続登記がなされず、放置されたままになっている土地が相当数あるようでございます。

デメリットとして、さまざまなトラブルの原因となることが考えられます。

トラブルを未然に防ぐためにも、相続人には早目の登記を勧めたり、窓口に相続登記のパンフレットを置いて、お問い合わせがあれば、随時御説明するとともに、相続登記

の推奨をしているところでございます。

何代も前の祖先が登記名義人になっている場合、相続登記が困難になっており、そのまま放置されている場合が多いのが現状でございます。

さて、議員御質問の相続登記に関する相談窓口の件につきましては、現在、和歌山県司法書士会では無料相談を行っております。

土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要となります。

国家資格のある司法書士は、相続人から依頼を受けて相続登記に必要な書類を作成・取得し法務局に提出します。ですので、司法書士に相談したほうが、スムーズな流れで相続登記ができるものと考えてございます。

そうしたことから、今後も窓口での御相談にあわせて、司法書士会に相談をいただくようお願いし、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(税務課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうからは、西口議員御質問の3問目と11問目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、3問目の災害時の二次災害を防ぐことについてお答えをさせていただきます。

ことし9月4日の台風21号による暴風被害は、町内各所で電柱の倒壊や倒木による甚大な被害が起きました。国道を初め県道や町道も通行どめとなり、住民生活に非常に重大な支障を及ぼしたことでございました。また、復旧活動におきましても、予想以上の日数を要し、住民の皆様にご不便をおかけしたわけでございます。現在も引き続き被害を受けた箇所の復旧工事を急いでいるところでございます。

議員御質問の道路に面した木の伐採に奨励金を出すようにしてはどうかについてでございますが、現在、県内における国道、県道、町道についてそういった事例は聞いたことはございません。道路管理者といたしましては、個人の所有物の管理に費用は支出できないものと考えております。また、当町におきましては、年に数回回覧を配布し、はみ出し樹木の伐採をお願いしているところでございます。民法や道路法によります所有

者の管理責任もごさいますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

続きまして、11問目の谷川の改修についてでございます。

現在、紀美野町内における河川改修事業につきましては、長谷川を初め、ほか3河川、合計4河川の改修工事を実施しているところでございます。改修工事の実施につきましては、地権者や地元関係者同意の上、関係区長さんを通じて要望や陳情をいただいた後、浸水等の危険度を考慮して緊急性の高いところから整備計画を策定し、工事を実施させていただいているところでございます。

議員御質問の津川地区の谷川の改修計画につきましては、現在までのところ地元関係者の同意の上、区長さんからの河川改修の要望はいただいております。したがって、河川の改修計画は現在のところございません。ただ、過去に補修工事の要望をいただいていたようでございますが、緊急性も低い上、災害復旧事業にも該当しないため、当時の区長さんに状況を報告して、現在も経過を観察中でございます。

今後におきましては、補修工事につきましては、危険性が高くなれば、応急工事で対策をして、また大規模な河川改修工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、区長さんを通じて関係者の同意の上、御要望をいただければ調査をして事業化の検討も可能かと思われますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 私からは西口議員の四つ目と八つ目と九つ目の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、西口議員四つ目の被災時におけるブルーシートの支給についてという御質問にお答えをさせていただきます。

さきの台風20号及び21号におきまして、これまでに経験したことのない強風により、町内各地で建物被害を受け、町民の皆様方には大変御苦労されたと伺っております。今回の台風災害において被災された方々に対し、近隣や他の自治体においてブルーシートの配布をしたということは存じておりますが、数量の不足や平等性を欠くなど、配布を受けられなかった方から苦情があったということも伝え聞いております。

さて、災害時の基本的な考え方は、被災者自身がみずからの命及び財産を守るための努力を行うことをございますから、御家庭において、災害に対する備えをしていただきたいと思いますと考えております。

町といたしましては、災害への備蓄は必要なものと考えておりますし、議員がおっしゃるように、食料品、寝具等の最低限必要な物品は備えているところではありますが、ブルーシートにつきましては、町有施設等が被災した際に仮復旧等に使用するために、10枚程度を備蓄しているにすぎません。

住民の皆様には、日ごろから御自分で御自分の命や財産を守るという自助の精神をお持ちいただき、災害に対してさらに備えをしていただけるよう、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、八つ目の各種文書の通知についての御質問にお答えをさせていただきます。

町が取り扱う文書は、正確かつ丁寧に取り扱わなければならないことは言うまでもありません。通知の文書につきましては、表題、日時、場所などの誤りは許されるものではありませんが、誤ったまま通知してしまった事例もございます。このようなことが起こったときは、早急に訂正した文書をお送りするなどして丁寧に対応をしているところであります。

文書の取り扱いにつきましては、紀美野町文書取扱規程により行っているところをございます。担当者の起案文書から始まり、文書の審査、決裁文書の浄書、公印の押印等を経て、文書の発送を行ってございます。

今後は誤った文書を送付することのないよう、文書作成の資質向上と発送までの一連の過程の中でチェック体制を強化してまいりたいと考えております。

西口議員九つ目のドローンの利用・検証についての御質問にお答えさせていただきます。

ドローンの活用については、平成29年に導入以来、梅本地区の土砂崩れ現場、中田地区の土砂災害現場、それから道路、中学校、それから、ふれあい公園、生石山、天文台など、災害だけでなく観光施設や学校等に幅広く活用してまいりました。そして、映像や写真につきましては、住民の皆さんにもごらんいただけるように、防災訓練や自主防災組織の訓練、中学校でのイベントなどで映像を流しているところです。

さて、御質問の台風21号における災害では、倒木による通行どめの現場が多かったことから、ドローンを使用する機会がたくさん多くありましたが、優先すべき国道を初

めとする道路啓開、給水活動、停電対応及び孤立集落の解消に迫られ、発災後1カ月は使用できませんでした。この台風災害の現場で最初に使用したのは10月16日でありまして、梅本川の倒木確認のためでありました。

課題となったのは、操作可能な職員の育成でありまして、操作可能な職員が、災害の対応に追われていたことから、もっと幅広く操作可能な職員の育成に努める必要が急務であると感じております。

今年度におきましても、操作可能な職員を育成しているところであり、業務後に操作訓練を実施したり、ドローン操作専門の講師を招いて、操作講習会を昨年を引き続き今年度も10名を対象に、今月21日に農村総合センターで実施する予定としております。

今後におきましても、操作可能な職員の育成に努め、災害だけでなく観光など幅広く活用していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、西口議員御質問の5番目の農地の管理について、及び6番目のふれあい公園の活用について、10番目の国道の生かし方についてお答えさせていただきます。

まず、5番目の農地の管理についてですが、近年、農業者の高齢化の進行により、耕作放棄され荒廃した農地が増加し、周辺の環境悪化につながる事例が発生しています。基本的に土地等個人の財産については、財産権の保証により、所有権者の管理義務が発生し、農地についても所有権者が適正に管理する義務がございます。

ただし、国土の限られた我が国では、農地については、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、農地法により守られていることから、農業委員会は公益性の確保のため農地等の利用の最適化の推進を重点業務として、農業委員と農地利用最適化推進委員、地域農業者等が相互に連携して取り組みを進めております。

耕作放棄された農地を発見した場合、農地法に基づき、町の農業委員会から所有者に通知し、適正な管理を指導しており、農地中間管理機構の貸借機関の斡旋や、措置命令に従わない場合、罰則の適用もございます。

また、耕作放棄地増大による鳥獣害などの二次災害への対処ですが、鳥獣害については耕作放棄地が原因となり拡大する事例も多いため、地域ぐるみで、防御や捕獲の両面からの取り組み、また耕作放棄地についても担い手の育成や地域資源の確保として対策を講じ、そのための支援も準備してございますので、所有者、地域、行政がそれぞれ、相互にそれぞれの役割を果たすことにより成果に結びつくと考えていますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、農地の管理についての答弁とさせていただきます。

続きまして、6番目のふれあい公園の活用についてお答えさせていただきます。

のかみふれあい公園については、町民が自然の中で触れ合い、町民の財産である自然の大切さを後世に伝えるとともに、町の活性化を図るため、のかみふれあい公園を設置すると位置づけられ、町民の憩いの場として、平成12年に開園いたしました。

1万平方メートルの芝生広場や、県下有数のパークゴルフ場、またオートキャンプ場やバーベキューサイト、ほかにも隣接には和歌山県の動物愛護センターも併設され、子供からお年寄りまでが、紀美野町の自然のすばらしさと癒しを十分に満喫できる県内外に誇れる観光施設となっています。

議員御質問のフィールドアスレチック等を公園につくることはできないものかとのことですが、わんぱく広場の巨大遊具ノアディ城がその役割を果たしていると認識しており、平成28年度にはスイングプレーンも新設し、週末にはたくさんの子供たちに利用していただき、大変好評を得ているところでございます。

絶えず話題性のある施設を建設することは、設置費用や人員配置、維持管理を考え合わせますと、十分に研究を重ねる必要がございます。何より公園の一番の位置づけや魅力は、自然あふれる芝生広場やパークゴルフ場やキャンプ場など、紀美野町の自然を最大限に生かしたところに大きな魅力があると考えています。

来年の11月には、ねんりんピック、きのくに和歌山2019の開催や、32年度には開園から20周年を迎え記念イベント等も考えてございます。経年により施設の老朽化による改修も必要な時期になってまいりましたので、収支のバランスを踏まえ、必要な改修や設備投資は行っていく必要がございます。また、新たな公園の魅力を発信するため、メディア等を活用し情報の発信を進め、周知に努めてまいりたいと考えてございます。公園を活用した健康増進等の効果や、家族との安らぎの時間など、利用される方にとって最も魅力のある公園として取り組みを進め、さまざまな方法を活用して公園の

魅力を発信してまいりたいと考えます。

以上、のかみふれあい公園の今後の活性化についての答弁とさせていただきます。

続きまして、１０番目の国道の活かし方についてお答えさせていただきます。

紀美野町には、町を横断する基幹道路として国道３７０号線が清流貴志川沿いに通っており、当町を訪れる人の重要な道路として多くの方々に利用されています。

平成１９年３月には、国道３７０号線から始まるまちおこしとして、西高野街道の看板設置や、本州初のメロディーロードを整備し、多くの観光客が当町を訪れました。

そして平成２７年９月には、国道３７０号線小畑・下佐々間の開通、また平成２９年１１月には健康ロードの整備など、さらにことしの３月には、桂瀬松ヶ峰トンネルが開通し、町がますます一体化し、地域住民にとって、安全な交通の確保や移動時間の短縮、健康づくり等への取り組みなど、利便性はますます高まり、公益性が存分に発揮されてきてございます。

また、近年のサイクリングブームを契機として、国道３７０号線にブルーラインを整備したほか、周辺の飲食店等にサイクルステーションを設置し、サイクリストに優しい宿の登録、サイクリングマップの作成等、和歌山県が進めるサイクリストの誘客活動も積極的に実施しているところでございます。

今後、生石高原へ通じる野上清水線の拡幅工事や、大角地内の国道バイパスなどが完成することで、利便性が向上し、観光産業の振興が期待されることから、このような取り組みを継続的に実施していくとともに、観光の拠点整備や、アクセスするための道路自体を観光資源として、積極的にＰＲを行っていきたいと考えております。

議員御質問の道路がよくなったことが町の活性化とどのように結びつけば最良と考えるかとのことですが、道路網の整備は人と物の流れを町のすみずみまで呼び込むことに寄与するものであると考えます。実際に、従前は道路が整備されていないことにより資材の積みかえ等の手間が必要であった部分が解消され、費用や時間等、大変省力化となったとも伺っております。

今後も整備が進むことにより、町がさらに一体となり、さらなる観光産業の開拓、振興や、農林商工業の基盤振興に結びついていくものと考えますので、御理解賜りたいと考えます。

以上、国道の活かし方についての答弁とさせていただきます。

（産業課長 米田和弘君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私からは、西口議員の7番目の売却公用車についての御質問にお答えをいたします。

公用車の払い下げにつきましては、現在、町内の自動車取扱業者を対象に指名競争入札方式で実施しております。

まず、今年度の実績を申し上げますと、軽自動車が2台、普通自動車が1台の計3台の公用車の払い下げを行っております。

落札額につきましては、軽自動車が1台当たり1万5,500円、普通自動車が5万1,000円で、3台で合計8万2,000円でございます。

議員御指摘の指名競争入札方式とした根拠につきましては、払い下げを行う公用車につきましては、購入してから15年以上経過した車両で、かつ走行距離も10万キロメートルを超えているものがほとんどでございます。修理を重ね、できる限り長く使用するように努めているところではございますが、老朽化に伴いまして、払い下げを行うものとしているところでございます。

そのような車両で決して状態のよい車両ではございませんので、目に見えない不具合等がある車両であるかもしれないとの側面から、一般の町民の方ではなく、自動車に精通されている町内の自動車取扱業者に、車両のエンジンやブレーキなどの状態を十分に御確認いただいた上でお譲りするものとしているところでございます。

町としましては、安全性や車両引き渡し後のトラブル防止を十分に考慮して、現在の指名競争入札方式とさせていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 西口議員御質問の14番目の高齢者対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全ての人に優しいまちづくりを進めている兵庫県明石市は、ことし9月25日から、75歳以上の方を対象に新たな認知症支援を始められました。

内容は、ステップ1から4までに分かれ、ステップ1は認知症チェックシートを手に入れる、ステップ2は最近1カ月以内のことを思い出してシートに回答、ステップ3は同封の封筒に入れてポストに投函です。

チェックシートは、21項目の質問内容に対して、それぞれ1から4点までの選択をし、合計で31点以上を認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があるとしていきます。回答して提出した方全員にチェックの結果とともに500円の図書券がプレゼントされます。

回答の結果、認知症の疑いのない方はここで終了しますが、認知症の疑いのある方に対してステップ4の医療機関の受診につながります。この際、検診費用として初診料2,000円とMRIなどの画像検査費用5,000円、合計一人最大7,000円の検診費用の助成を受けることができます。また、これは自動車免許更新時に医師の診断が必要になった人も助成の対象とされます。

検査の結果、認知症と診断された場合には、居場所がわかるGPSの基本料1年間分6,480円の全額補助またはタクシー券6,000円分を選んで利用することができます。また、本人の意思を尊重した上で、医療や介護や地域の見守り支援につなげていくということです。

これらの事業は、認知症を早期に発見し、予防や地域の見守りにつなげるという効果を期待できるものと思いますが、事業が始まって間もないことと、介護保険準備基金を活用した事業ということで、介護保険料にも影響することとなります。

現在、本町で実施している脳の健康度検査や脳のトレーニング教室などの予防事業や、認知症初期集中支援チームを中心とした初期治療への働きかけ、及び認知症サポーター養成による地域の見守り事業を実施しながら、明石市が始めた事業に注視し、さらなる高齢者対策について検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

暫時休憩いたします。

休 憩

(午前11時49分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時 1 6 分）

○議長（美野勝男君） これより 2 回目の質問、答弁に入ります。

6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） まず 1 点目です。子供たちが議場の見学とかっていうのもやってくれて、少しずつそういうふうに議会に対しての関心も高まってきている、これは非常に喜んでるのよ。ただね、考え方が行政に反映さす、本来は、私たちっていうのは、この世に生をうけたら人生を全うするまで、絶対行政と深いかわりがあるわけすな。そんなに考えたときに、これからの時代というのは、やっぱりともに、いろんな問題が出てきたら、ともに考えて、ともに助け合うという、こういうふうな意識がもう絶対必要になってこようと思います。

だから、そんなに考えたときに、次の世代を大人になってから行政に対して不満とかっていうよりも、ともに考えて、子供の時代から自分からともに考えて直していくという、こういうふうに自分も参加しているという気持ちで、ともに考えるという姿勢を育てるためには、やっぱり子供とか若者に、そういう考える機会を与える、こういうことが必要であろうかと思うんですよ。この点についての考えはどうなんでしょう。議場を見学してくれるのはもちろん大いにええことなんやで。ええことやけども、それをもう一歩進めて、自分らも行政に参加しているという、実際には生活、子供は確かに参加しているわけでしょう。子供が生まれてきたときには、もう必ず行政とかかわりがあって参加しているという。だから、そういうふうな気持ちを抱いてもらいたいと思う、次の世代の子供にはね。

だから、やっぱりそういうこと、もちろん議場の見てもらうのは、もう大いに結構なんやけど、もう一歩進めて自分らの考えで行政が変わっていくというふうな気持ちになってもらわなかったら、これからっていうのは非常に難しい問題がたくさん出てくる。まして、行政に対して注文だけ言うんじゃないくて、ともに考えてともに直していく、自分らができることは自分らがやっていくという姿勢をまず持たないことには、自治体っていうのは成り立ちにくいと思うわけですよ。だから、そういう気持ちを育てるための機会というのをつくっていくべきじゃないのかなと、こういうふうに思うので、その点の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきます。

子供の今の環境でいいますと、なかなか子供は、今、自分には政治的、行政的には関係ない立場である。大人がすることやというのが、広く一般的な今の認識だと考えています。そのきっかけづくりとして、町のことを考えるきっかけづくりとして、西口議員おっしゃられるような提案という機会、捉える価値としては十分あるものと考えております。実際それをきっかけに今後町のことをもうちょっと詳しく細かく知りたいというようなきっかけづくりになれば一番いいのかなと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） きっかけづくりが、もちろんそれはもちろんそのきっかけをつくってもらいたいのはわかるねんけど、その言葉じゃなくて、具体的にどうしたらきっかけづくりになるんかいなって、ここまで踏み込んでもらいたいと思うわけよ。そんなふうになりませんか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 昨年度のいろんな学校の取り組みの中では、なかなか行政的な施策が十分理解してない中で、いろんなお題を与えるということは、最終的にはいい結論がなかなか導けなかったという結果がありますので、それに至るまでには、十分なこちらからの教育というかお知らせがあつてこそ、初めて満たされていくというか、実現されていくようなものでありますので、取りかかるには十分こちらの準備も必要にはなつてこようかなと思っております。何せ行政ですることが簡単に子供らにはなかなか理解できてないというのが現状でありますので、そこら辺はちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 2点目です。まず、不動産相続の相談窓口行って聞かせてもうたときに、県の司法書士会とかつてというのが相談に乗ってくれるという、こういうふうな話でしたけど。現状でもこういうふうやってる、現状でもそういうことが行われているわけやいな。それでも現実問題としては、所有者がわかりにくいとかつていうことが起こっている。だから、これももう一歩進めなかったら、確かにそういうふうにしよせんはみんなの財産、誰がどんな名義変更とかつていうにも、それぞれの家庭の

事情があつて、それはもうやむを得んことなんやと思うんやけど、それでも名義変更をそのままにしとくと大変なことが起こりますよという、こんな当然な話なんやで。当然の話なんやけども、全国的に見ると九州の面積がそういうふうにあるというこの現状を考えたら、現実考えたら、今までのやり方だけでは、その九州の面積がもっとふえてくる可能性もある。そうなつてはいかんから、そういうことは将来に絶対に問題を残していくわけですな。だから、そういうふうに残さない方法として、もう少し何とかならんのかなつて、何とかみんなで考えていくべきじゃないかな、こういうふうに思うので、その辺の考えを求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の再質問についてお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、基本的には、通常からそういう御相談がございましたら、相続登記を推奨するような御説明はさせていただいてございます。そもそも相続登記というのは、そもそも法律に定められた期限がないということもございまして、なかなか進まないというのが現状であろうかと思ひます。まして、相続人さんが相続登記を行うものであつて、かつその申請に当たつても、法務局に申請をするということでございます。その手続についても御自身がされる場合もございしますが、いろいろな状況から、司法書士さんですかね、そちらにお願いしていろいろな手続をしていただいたり、書類をそろえていただいたりということが一番スムーズに行くということも書かれてございます。そういった点から、ふだんからもそういうお問い合わせに関しては、そういう手続、もしくは法務局にお問い合わせいただくとか、そういうのも話して、町のほうでも推奨しているということでございます。それ以上は、なかなか難しい面もございします。御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） これ行政全般について思うことなんですけども、問題があつて相談すれば役場というのはどんなことでも教えてくれます。それは確かにそうなんですよね。だけど、相談をしなかったら、進んで教えてくれない、これは昔からいろんなことの中で、いろんな事柄が起こつたときに、こういう制度もあります。ああいう制度もありますというのは、役場からなかなか言うてくれやん。実際問題として、誰かが亡くなつたときには、相続という問題が必ず発生します。だから、そういったときに、

そういうときが一番手続をしやすい時期かなと思うんですよ。だから、そういうふうなことはできますよとか、やっといたほうがいいですよとかっていうふうなとこまで踏み込んで話ができませんもなかなって。それは、あくまでも個人が、それはもう自分の財産、誰に譲ろうと構わないし、それは大きなお世話と言われりゃそこまでのもんやけども、一般論として行政全般に進んで教えてくれるということは、一切もちろんありませんが、だから、何かがあったときに、こんな制度もやったらどうですかという、この一言があれば進んでいくんじゃないかなと思うんですけども、その点の考えだけ聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の再質問にお答えいたします。

通常である場合、お亡くなりになられた場合は、町内であれば死亡届ということで、役場のほうにお見えになります。そうしたときに、うちの税務課のほうでも手続をしていただくと同時に、そういう御相談には御説明させていただいているところでございます。特化した部署といいますか、その箇所は設けることはできないとは思いますが、現状より以上に丁寧に御説明を差し上げるということとともに、いろんな資料によって、今後も周知してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） すみません、今のことでもう一つ、役場では、当然、誰かが固定資産税を払ってくれている。ということは、もし、その人が亡くなったときには次の誰かがもう必ず払ってくれることになりますよね。そうしたら、その人が一応相続人の代表みたいな形になろうかなと思うんですけども、そういうふうなことを考えたときに、その人にもうちちょっとこういうシステムをやったらどうですかっていう一言がつけ加えられたら、もっとスムーズにいくんじゃないかなって思うんですけどね、その点どうでしょう。

○議長（美野勝男君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷昌弘君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

議員仰せのとおり、そういう亡くなられた場合の代表者、届けというのはいただいております。その時点でも相続登記に関しての御相談があれば、現状でも、お問い合わせに対してこういう手続が必要です、どこそこへ行ってくださいというふうな御説明はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 3点目です。先ほど3点目のときに、個人の所有物、例えば倒木があったときに、個人の所有物の前もって伐採に奨励金出したらという、こういうふうな私質問を出したんですけどね。個人の所有物に役場の費用はかけられないと、もちろん、それはわかるんですよ。けど、実際問題として、倒木してから撤去費用というのにも、今回補正予算が組まれています。何百万かね。そうしたら、そういう、実際問題、倒れたら役場が面倒見るけども、倒れるまでは個人が面倒見てよって。だけど、そういう可能性のあるところにできやんもんかなと。それは難しいのわかってるねんけども、実際に立ってるから。けど、これどう考えても、倒れたら電柱が倒れる可能性があるという部分で、後で倒れてから補正予算を組む、撤去費用に補正予算を組むんも、倒れる前、倒れてからやったら、実際に住民の生活に大変不便をかける。だから、そういう可能性のあるところは、同じお金をかけるんであったら、先にかけたほうがいいんかなって思うんやけど。その点の考えだけ聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

個人の所有物に役場の費用をかけられないということで、倒木等々の撤去も一緒なんじゃないかということでございますが、これは道路とか河川とかにある場合は、管理者という通行なり河川の通水なりを確保するという責務がございますので、必要最小限において撤去していると。通行の安全を確保するために撤去しているものでございますので、個人の財産としてというより、通行上の障害物を除去しているということで行っているんで、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 4点目のブルーシート、基本的な考えとして、個人が準備する。もちろん、それは当然なんです。実際問題として、それはもちろん当然、災害の食糧備蓄にしても、全て災害に備えて個人がそういうふうになったときには、各自が備蓄するというのは当然なんですけども、現実問題としては、役場が備蓄食糧でも水であっても、考え方としては同じじゃないかなと思うんですよ。それは災害はいつ起こるか分からない中で、個人がそういうふうに備蓄食糧を用意する。当然、災害に対しての準

備というのは、あくまでも個人がするものであって、それに奨励するような形ですが、役場がそういうふうに当たり前なんやけど、だけど現実問題としては、備蓄食糧であつても何であつても、だから用意しているという。だから、その延長線上にブルーシートもあるんじゃないかなって、こういうふうに思うのでね。どうかいなと思っただけで、一遍その辺の考えだけ聞かせてください。どこまでいってでも、そら、あくまでも個人が用意するのは当たり前でしょう。本来はそういうことなんよ。たとえ災害の備蓄食糧でも、個人が用意するのが当たり前、それはわかってるねんで。だけど、その中で、役場がある程度用意しているということについては、その延長線上にブルーシートもあるんじゃないかなと、こういうふうに思うので、考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 西口議員の再質問にお答えをします。

私、1回目の答弁で、食料品とか寝具と、そういう最低限必要なものは備えているということを申し上げました。食料品、これはもう食べ物ですから、これはもう待ったなし、これはもう皆さんも当然必要やというのはお分かりになってると思います。寝る物に関しても、冬であつたら寒い日であるとか、当然、暖をとるにも必要だし、どうしても人は寝ます。ですから、これはもう最低限ということで捉えております。

ただ、ブルーシートについては、これ屋根が飛んだりとか瓦が飛んだりとか、そういうときに雨が降って、そしてそれをかけるとか、そういうふうにはするんですが、ただ、災害の途中には、なかなかこれかけに行くとかっていうことではないですよ。ちょっとおさまった後でないと、すぐには対応できる分ではないので、そういうことも踏まえれば、やはりこういうものは各家庭において備えていただいて、最低限必要なものの延長ではないと把握しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 5点目です。耕作放棄地の農地というのは、農業委員会なんかで把握するようにしている、発見があれば対処するようにしていると、現実問題として、耕作放棄地っていうのは、もうたくさんあります。もちろん私が把握しているぐらいやけ、当然、産業課のほうでも把握しているものと思うんですけどね。それだけで対処しきれていないって思うんですよ。実際問題として、それで対処できているぐらいやつたら、耕作放棄地なんてないやろうと、それはないことになってくるやろうしな。だけど、あるという現実を考えたときに、それは今のままでは難しい。現実問題として、

町民が高齢化になっている、若者が多い社会、昔だったらお互い助け合いの中で、道のなおしなんかも、そういう風習もありましたけども、今はともに高齢者になっているという、だからそういった中で、なかなか難しくなる。それにまして個人の持ち物は個人が対処するというのは、それは当然のことなんですけどね、公共性、個人の土地があつて、農地があつて、その端に道路がある、排水路があるというふうになったときに、それを実際に地主が管理してくれれば問題ない。だけど、管理してくれなかったらどうなつて、こういうふうなことを聞いているわけなんですよ。現実問題として、そういうことが起こり得ます。

だから、そのときに、それは役場にせえって言つたって無理な話やし、自治会でと言つたって、それも個人の持ちもんは個人で管理してくれよというふうな話になろうかと思うんですけど、こういった場合はどうしたらええんよって、こういうふうな素朴な疑問なんでね。解決策って、ありにくいんか知らんけど、そういう場合はどうしたら、一般の住民から考えたときには、私とこは地主でないし、小屋っていうても、端に溝っこがあるさけえ、これどうしようにっていうたときに、若ければ自分でとりよつてなるんやけど、ともに年を寄つてるそういうふうな中で、どんなにしたらええんかなっていう改善策って、なかなか難しいと思うんですけど、何らかの道筋というか、そういうもんがなければいけないと思うんですけど、その点についての考え方を、ちょっと聞かせてください。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

確かに西口議員おっしゃるように、高齢化によりまして、耕作放棄地というのは、町内にかなりふえてございます。そして、耕作放棄地が荒廃することによって、公共性のある道路であるとか水路であるとか、そういったものに影響を及ぼすおそれというものも多々あると思います。いずれにせよ、道路であるとか水路といいますのは、水路につきましては、水利権者も当然いらっしゃると思います。道路については道路の管理者もいらっしゃると思います。そのあたりで対処いただく。鳥獣害につきましては、先ほども申しましたように、いろいろな支援策というのがございます。鳥獣害につきましたら、あくまで農業者だけの問題ではない部分が多いと思います。地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼす場合もございますので、地域全体として、地域ぐるみですみかをつくらない。えさとなるような物を置かない。そういったような取り組みを進めていくことによ

って、解消していくものではないかなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） これ、実際問題として、事例出していいんかどうかわからんねやけども、野上の商工会議所のところから、こっちへ本線へ出てくるところの道のところの横の畑が、イノシシにかかれて溝っこが詰まってもたという。だから、そのときに溝っこからあふれ出る水は何とかならんのかって、実際問題として、一応お願いして、どうなったんか、僕も最終はわかってないんやけど、これは誰かが取ってくれたんかな、その周りの人らも高齢者やったし、そういうときにそういう事例があって、そうして、これどこへ言うていったらええんやろなって、こういうふうなときに、多分、付近の人は言うていくところがない、そういうふうなときに、どうしたらええんやっという、こういう実例をもとに質問させてもうたんやけど、あのときは、結果としてどうなりましたかね。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 1 時 4 1 分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時 4 2 分）

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

6 点目のふれあい公園の活用という、こういった中で、民間経営と違うというんですかね、最初、多分、一定の完成形を求めているから、次のことを考えにくいんかもわからんねやけども、普通、個人の民間経営やったら、絶えず新しいものを、目新しいものを考えていかなかったら、集客力が下がってくる。そういうふう to 考えます。だから、設立当時はきっと集客もたくさんある。それでも一定の年数が経てば、集客が下がってくる、集まるお客さんがね。それはやっぱり、また絶えずそういうふう to 目新しいものを求めていくのかなって、こういう部分もあろうかと思います。確かにふれあい公園については自然がいいし、お金もかからないしという部分で、支持されている部分もある

うかと思うんですよ。だけど、そうであっても、絶えずやっぱり時代とともに変化していく、変化していった、なおかつそれで一定の集客が求められるという、これでよしというもんじゃないと思うんですよ、きっとね。だから、どういうところであっても、貴志川の紀の川市の平池にしてもイルミネーションやってるとか、そういうふうに変わってくる。だから、変わるっていうそういうふうな努力をすることによって、現状維持ができる、こういうふうにするので、その辺の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

当初の答弁でも申しましたとおり、紀美野町のふれあい公園というのは、まず自然を中心とした公園ということで位置づけてございます。自然のよさを十分に発揮しまして、いつまでも変わらない自然公園の伝統を継承していくということも、近年の自然回帰、癒しを求める現代のニーズに沿ったものではないかなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） もちろん自然を回帰、自然を大事にするという、こういう部分はもちろん大事なんですよ。だけど、それが全てでなくて、きっとあそこの遊技場にしても一定の最初は予算をつけてやってる。だけど、それは年々とともにそういうふうにやっぱり傷んでくるし、変わってくるもんやし、それで、時代のニーズに合わせたような形のものに変えていった、初めて自然を大事にするということにつながるかなって、こういうふうにするのですけどね。これでよしという考え方じゃなくて、絶えず世の中の日本中、いろんなところ、いろんなイベントもあるし、そういうこと、話題性のあるものを追求していくのも、一つの方法かなと思うのですけどね。その辺の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

議員御提言いただきました公園の利用促進関係ですね、絶えず新しいものに変えていくという部分につきましては、利用促進についての貴重な御意見として受けとめる中で、大変ありがたく、用途の方向として研究するべきものであろうかと思います。

ただ、遊具につきましては、巨大遊具のノアディ城、そのあたりの改修であるとか、28年度にはスイングプレーン等、新しい遊具のほうも取り入れてございます。そういった利用者の御意見も十分踏まえながら、今後、当然、財政面のバランスもあろうかと思っておりますので、その辺を踏まえて研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） ちょっとふれあい公園でもう一つ、まず、ああいうふうなサービス業、品物、もちろん物品販売も行っています。だけど、基本は笑顔を売るという、こういうふうなところに何かちょっとお金をかけやんでも、きっと人を集めることはできると思うんですよ。だから、入って行ってもいらっしゃいませと言うわけでもなし、何ぞ買うてくれよと言うわけでもなし、ただ、場違いのところへ来たような感じするという、そういうふうな、まず笑顔を売るというこのサービス業の精神、根本的なところがちょっと欠けているんですかね。そういう部分の指導っていうのは、もう少しやってもらいたいと思うんですよ。それでないと、訪ねて行って、ええ、何しに来たんやっていうような顔をされたら、ほんまに前へ進まんしな。そういうふうなところが、ちょっと指導不足じゃないのかなって、こういうふう思うので、その辺の指導の部分、ちょっと再度、尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 議員御提言の御意見につきましては、大変貴重なものとして、今後の取り組みに活かしていきたいと考えております。ただ、ふれあい公園につきましては、遊園地であるとかテーマパークであるとか、商業施設とは一線をちょっと画する必要があるのではないかなと考えておりますので、先ほど申した笑顔で接客する部分ということにつきましては、今後、公園の職員とともに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 7点目の、売却公用車。確かに普通車は5万1,000円、軽四輪は1万5,500円というふうな中で、まず、だけど、この業者を対象にやったというのは、当然、買った業者が整備して売る、もちろん車として利用するわけですね。

ね。だから、そういうふう考えたとき、たとえこれが個人であっても、車検を受けて整備した状態で乗ると、もし本人が乗るとしても、そういうふう考えたときには、別にトラブルというのは発生しないんじゃないかなと。もちろん1万5,500円ぐらいの程度のことにトラブルというのも起こらない、それはどういう状態であっても、売ったとき、売買契約が成立した時点で、もうそれは別に保証をつけているわけでも何でもないから、そういうふうなことが心配する必要はないんじゃないかなって。もしくはエンジンのついたもんやさけ、それが壊れたときに役場に補償してくれとかっていうような問題でもない、保証ついてないということを前提やけ、1万5,500円ぐらいの車にエンジンかからんさけとも言っても来えへんと思うんやけどね。そういうふうな条項をつければ、十分対処できるんじゃないかなって思うんですけどね。その辺の考え方、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 西口議員の7番目の売却公用車についての御質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃられましたように、一般向けに売却をしても支障はないんじゃないかということなんです、やはり当町といたしましては、かなり古い車両の払い下げを行っている、15年以上経っている、先ほども言いましたけど、15年以上経っている車両の払い下げということで、もちろんエンジンとかはかかっている場合もありますし、かかってない場合もある。今回の場合でありましたら、エンジンもかかってないというところもありますし、やはり安全面ですね、ブレーキとかそういったものをやっぱり考慮いたしたときに、やはり一般向けに売却するというのは、ちょっと安全性から考えてちょっと余りよろしくないということで、当町といたしましては、自動車に精通されている業者さんに安心して譲るということで行ってございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 何か今の話聞いてると、整備して売っているわけじゃないわっしょな、もう。整備して売らんなら、そらエンジンもかからなきゃいけないし、何があっても困ると、それはもちろん思うんやで。だけど、もう古い現状このままで売りますよっていうことなら、別に何ら問題はないような気がするねんけどね。1万5,500

0円やったら、誰も文句言わない、もちろん言うこともないやろうとは思うんやけど。あとの売るときの保証なんてつけないでしょう。こういうふうな場合。これ売るけども、こんな保証ついてませんよって、別に言うわけでもなし、保証はもちろん全然関係なく、一つの金属の塊として売るわけやしな。そうしたら、別に整備工場でなくても問題ないんじゃないかなって思うんですよ。くず鉄の解釈すれば、業者が車屋さんでなくてもいいんかなって思ったり、十分、今まで普通車でも町長が十分乗ってて、安全に乗ってるというような前提の車なんやろうなとは思ってるねんけど、案外、趣味として古い車を集めている人もおられます。だから、そんなに考えたときに、そういうふうな価値がなかったんかなって思ってしまうんでね、再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問でございますが、公用車を販売するについて、これはやっぱり説明義務っていうのがあると思うんです。まして、今まで乗ってたやつが車検切れになっている。そうしたら、例えばの話ですね、ばねなんかもいかれているということが、今わかつとりゃええですよ。販売してからそれがなったって言うたら、今度補償問題になるでしょう。そうした一般の方に売買したときと、専門業者がそうした専門的な分野から見た目で買っていただける、そうしたことで、我々は販売をさせてもらってると、入札をね、というようなことです。やはり素人は素人、専門家は専門家です。そうした面で今後ともそうしたことでやっていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 9点目の、今回、災害のときに利用できなかった、確かに操作する人が、職員が出回っているという中で、操作ができなかったという、確かにあれだけの災害が起こったときに、ドローンの操作をしている人員がなかったというのも、理解できます。だけど、本来は災害っていうのはいつ起こるかわからんという前提の中で、絶えず誰であっても操作できるという、こういう前提でなければ、ドローンというのは使えないんじゃないかな。今回、たまたま操作可能な職員の育成ということを言ってくれましたけど、現実問題として、操作可能な職員の育成するだけの時間的な余裕って、今あるんですかね。今、現実問題として、職員がいっぱいいっぱい状態の中で、操作可能な職員を育成できるだけの時間的な余裕がなかったら、また今度、災害起こっ

たときに、またやっぱり使えないんじゃないかなと。いつ起こってでも絶えず使えるという前提で準備しとかなきゃいけない。そういった中で、この職員が、職員数が少なくなっている中で、現実問題として、そういうことが可能かどうかということについて、ちょっと尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） ドローンの講習ということについての御質問でございます。

昨年、29年度では総務課、産業課、教育課、建設課、消防、それからまちづくり課と、この6課で10人の受講生を募集、10人おりました。それで、ここに今申し上げた課というのは、割と初動的にすぐ集まらんような課ですんで、災害が起こったときに、すぐにではないんですけど、第二次的に集まる税務課であるとか、そのほか住民課であるとか、そういう課の方も広く募集を今回しまして、また10名程度、12月に講習会を開きます。それで、災害のときに使えなくてはどうにもならんやないかと、これはもう議員おっしゃるとおりなんで、それで役場の職員数も少ないので、現実的に無理があるのではないかとおっしゃいましたけども、そういうことも理由にはならず、平日においても業後にドローンの操作を行ったり、そういうことをして、できるだけドローンというものに使える、そういう方をどんどんふやしていきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 初動でそういうふうに職員が動かなきゃいけない。だけどこれはドローンというのは、本来、初動で現状の被害状況を把握するために使うものかなと、私、そういうふうに思ったんですよ。だけど、初動で一般職員が全部出払ってしめて、そうして、そういう中で、ドローンの活用っていうのはどないするんやろうなって、そういうふうに思うのが、一般論としてそういうふうに考えるのが、私だけじゃないと思うんですけども、その辺の考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） やはり現場にまず駆けつけないと、それでドローンを飛ばしているだけではどうにもならないので、とにかく現場に駆けつけて、そして、これは入っていける、入っていけない、入っていけるところまで行くという、そういうことが第一次的で、現場に駆けつけないといけない、これがもう一番基本だと思います。

それで、ドローンを飛ばすのは、その次でも大丈夫だというふうに考えておりますんで、全てドローンに頼るのではなくて、やはり自分たちの目、経験、そういうものを生かして、現場でやりたいと思います。それは災害の大きさにもよりますけども、それは臨機応変に対応はしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 10 点目ですね、国道の生かし方という中で、確かに道がよくなって、町が一つの一体になるという、これはもう、もちろんそうあるべきであって、そうなりつつあると思ってます。確かに道がよくなって景観もよくなってる、消防も救急車についてもよくなっている。ただ、実感的に、町民が実感するという中で、町が活性化というのと、道がようになったんが活性化につながれば一番いいのになと、こういうふうに思うんでしてね。その辺がなかなか実感として出てこないという、この辺は、それは考え方に乖離があるんかもわからんし、救急車が早く来ることが、それだけでも町活性化につながるのかもわかりません。だけど、ただ、それが町民に実感できればもっといいなと思うんですよ。だから、そういうふうな手だてというのは、もう一歩踏み込んで、何かしなかったら、町がこのまま道はようになったけども、町が過疎化になってくるとか、住民から見たときに、寂しくなってくる、こういう形ではいけないと思うので、それがどういう形で町の活性化につながる方法というのを、いま一歩踏み込んだ形の回答があれば、考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

道がよくなることによって、活性化が町民に実感できればということなんですけれども、まず、挙げられる部分については、観光部門があろうかと思います。高野山の玄関口として、新しい展開を見せることが、道路の整備によって実現、期待されるところでございます。それとほかにも産業関係であれば、農業を紀美野町の場合、基幹産業として発展してきました。その産業構造に観光産業という部分が大きな位置づけとして確立される部分が今後期待されるんじゃないかなと考えておりますので、そういった部分で、紀美野町の観光地の力を挙げて、観光の消費額を上げることによりまして、地域全体が活性し、物と人の流れが町の隅々まで行き渡って、にぎわいであるとか、振興に結びついていければなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 1 2 点目ですね。緊急連絡網という、こういった中で、中学校、小学校については、メール送信をしているという。確かにそういうふうに学校によって違って、それは仕方ないと思う。生徒数が違うから、やむを得んのかなとも思うんですよ。ただ、こういったことを進めるに当たって、保護者との意見を取り入れる方法って、もうちょっとこういうふうな問題が、保護者が納得してたら、こういう問題、うちのところへ来るわけがないんですよ。だから、もっとそういうふうにつっ込んだ形で、保護者との話し合いを設けるということについては、どのように考えていますか。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど西口議員もおっしゃっていたように、学校の規模によっていろんな伝達法がいろいろあると思います。今の状況でありますと、どんな形が一番ちゃんとした情報をきちんと保護者の方に伝えられるのかというのが、第一に優先されるべきことでもありますので、そこら辺を保護者の方にも十分納得いただけるような説明を今後進めたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 6 番、西口 優君。

○6 番（西口 優君） 1 3 点目の、先生の労働環境の把握という、こういうことで、私自身は、それはあくまでも教員は県職員であって、町が口挟めるような問題でもないと思うんですけど、ただ、職員の教員が仕事が逼迫してくると、生徒に影響するんじゃないかなと、こういうことを心配するわけですよ。だから、本当にある程度余裕があって、初めて生徒に指導が徹底できるんじゃないかな、こういうふうな思う中で、どれだけの実態、実態把握というのをしなかったら、実際はそんな、これはあくまでも管理者の目視やとかっていうふうな話でしたけど、目視というのはあくまでも大まかな形やしな。だから、タイムカードはどうですかというふうな中で、実際問題、目視でそんな人の行動の把握なんてなかなか難しい。だから、これが生徒の勉強に影響が出ないということがあくまでも基本なんでね、その点についての考え方をもう一度最後の質問いたします。

○議長（美野勝男君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

校長先生が目視ということで答弁はさせていただいたんですが、別途調査は随時実施をしております。その内容によって、適切な指導を現在に行っているということです。ちなみに、内容的にいきますと、もう圧倒的に授業、時間を割かれているのは、授業の準備にかかる時間が圧倒的に多いということで聞いておりますので、決して子供に向き合う時間を少なく、ほかの業務が多忙になって子供と向き合う時間が少なくなっているというものではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 以上をもって西口議員の一般質問が終わりました。

続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず初めに、風力発電についてお聞きいたします。

風力発電について、多くの皆さんから業者が撤退したんじゃないか、あるいは住民に秘密裏に計画が進められているのではないかと、そういう心配をされる方がございまして、よく聞かれるわけであります。それについて、現状をお聞きしておきたいんですが、ちなみにこの間、新聞等でもこの問題が問題になりました。11月の1日の朝日新聞では、風力発電、また太陽光、これについて、まさにバブルなんだと。売電の権利、FIT法という価格の買い取り制度、これがございまして、これが年々下がってきていると。早くおさえておけば、初め40円だったのが現在18円までに下がっているそうなんですけども、とめられると。ですから、権利が売れるそうなんです。そういうことで、こういうことをされる方は、世界のどこを見ても、事業者にとってこれほどおいしい制度はなかったと、こういうふうなことを言って、この制度をまさにすがって、バブルのような状態になっているということが載っています。

また、この風力発電、パネルもそうなんですけども、事故が起こっているんですね、事故というんか、太陽光のパネルが落ちてきたり、それから風力発電でも新聞に写真も載りまして、これは淡路島のことが載りましたけれども、ことしの台風20・21号で、全国で3件の事故が起こっているそうであります。こういうふうに変な危険な問題であるということでございますが、そこで、最近、有田川町の白馬トンネルの上、旧金屋町ですけれども、そこで林道に沿って23基の計画がございまして、既に工事にかかっております。これについては、住民の一部の方はまるっきり知らん間にこの話が始まっていったということで、今、反対の声を上げておられる方もございますが、ここで私たち、

現場を見させてもらったんですが、そこには立派な林道、スーパー林道が上を走っているんですね。これは県がつくった林道ですけども、それに沿って23基、現在、工事がかかっておりまして、さらに15基の計画があるそうであります。

ここでは、木を伐採して、まずやっているんですが、林道からわざわざ20メートルから30メートル下に、作業道のようなものをつけて、そこに切った木を置いておくと、沢に。これを置いておいてどうなんのよと。貯木場だということで、これをまた取り除けるというんですが、取り除くならば、わざわざそんな下のほうへこっそり道をつけて、置いておくということが考えられんわけですね。森林組合には、間伐した木をそれを売りたいんですが、その場合は、道のそばに木を置いてすぐ出せるような状態でやっておりますけれども、それから比べても、非常に不思議でありました。

これがもしこのままほっておかれたら、さきの台風で九州のほうでしたか、大変大きな被害出ましたけれども、切った木が下流に流れて行って、橋に、木にひっかかってダムをつくったり、あるいはその木があちこち流れて悪さをすると、こういうふうなことがあります。ここでは反対をされている方々が、時々、現場を見にいくそうでございますけれども、しかし、そう再々に行けるわけではございません。紀美野町にとっては、大変地すべり地帯の土地としては、地質という点では非常に悪い状態のところでございます。こういうふうな中で、このようなことの地すべり等に対して、木がどうなるんかとか、あるいは紀の川市の西脇にあったような大災害ですね、土を置いておいたがために、水が集まって下に流れて、一人高齢者が亡くなると、こんなことが起こるんじゃないかという心配があるわけでございますけれども、毎日、工事を監視に行くこともできないということになると思います。そういうことであるならば、建設の工事をしてもらわないようにどうするんかということが大事かというふうに思います。現在の状況について、見解をお聞きしたいと思います。

次に、停電ですね、ことはもう本当にこの停電で多くの方々が悩まされました。さきの停電で、大体1週間ぐらい停電であったところが大体だったというふうに思いますけれども、大変町民が疲れておったときに、やすらぎ園とかじか荘において、風呂の提供がされたと。それによって体をすっきりさせた、または心を落ちつかせられたと、そのように聞いています。

しかしですね、大変広い紀美野町でございます。それで、それぞれ町民の皆さん方が、その近くで、そのようなサービスを受けられるようにすることが、もっと皆さん方が安

心してもらえと思いますが、町内にはところどころにデイサービスの事務所がございます。このところでそのデイサービスの仕事が終わった後の風呂を開放していただければ、もっと多くの方が近くでサービスを受けられたというふうに思いますが、そういうことから、デイサービスセンターの協力をもらえるようなことについて、町として対応していくべきかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、防災行政無線の戸別受信機の対応についてお聞きしたいと思います。

最近、大型の台風等がございまして、これによって、台風が近づいてまいりますと、町民の皆さん方が非常に不安な日を過ごす、不安な日といいますか、不安な時間を過ごされます。特に夜に台風が襲来いたしますと、寝られないこともあるというふうに聞きます。

そこで、いざというときに役に立つのが、町の防災行政無線であるというふうに思いますけれども、災害時に窓を閉め切っておったら、声が聞こえない。何を言うたかというのは、後で電話で確認できるんですけれども、言うたかどうかともわからんということですから、まるきり残念ながら、このサービスが受けられないというような状況にあるかというふうに思います。

そこで、戸別受信機の貸与ということが必要で、このことについての住民の皆さん方も要望されているようでありますけれども、価格が非常に高いというふうなことから、とまっているかのように聞きます。しかし、その価格が高いと言えども、サービスが受けられなかったら、これもまた問題であるかというふうに思います。

ちょっとネットで見てもみしたら、消防庁のほうでも、価格の何とかしようというんで、必要最小限の機能だけにして、価格を下げられないかというふうな会議を何度か持っているようであります。そういうことで、10万近くしていたというのは、もう二、三万というようなところまで来ているようでありますけれども、見てみたらですね。それが、町として、今後そう遠くない時期に、大きな災害、地震の心配もありますし、地震も南海・東南海だけじゃなくて、紀美野町の北側にある中央構造線の、これも相当大きな地震の心配があるわけでございますけれども、そういうふうに考えたり、また台風についても、最近はだんだん、だんだん環境の悪化があるからでしょうけれども、大きくなっていると。そういうふうなことから、この問題についても早期の対応が必要かというふうに思うんですけれども、御見解をお聞きしたいと思います。

次に、中古農機ですね、購入の助成のことについてお聞きしたいと思います。

現在、町長は、高齢化する農家を救済するというふうなことから、農機具に、要するに体を使わずに、できるだけ機械でもってということで、農業機具の購入の場合の助成制度がつくられました。これはすばらしい制度でございますけれども、これが中古農機はこの対象に現在なっていませんね。農家の方々からこのことについて要望があるんですけども、先ほど、田代議員のほうでも、現在の農業の状態についてお話ございましたけれども、実際、もうひどいもので、F T AをT A Gとごまかして、アメリカとか農産物の関税の引き下げについての話を、いよいよ入ろうかとしておったり、また種子法の廃止、種が自分とこの自取りの種は使うたらあかんとか、もうバイオを使った高い種をアメリカですか、モンサントというような会社などが握ってしまって、インドではこれによって、農家がうまくいなくて、自殺者も出ているような状況であるというふうに聞きますけれども、こういうふうな種子法の廃止等々、いずれにとっても大変な状況になってきているかと思います。

そんな中でも、やっぱり農業を続けなければならない、そういうふうに懸命に頑張っている方もございます。やはり紀美野町の基幹産業何かと言えば、農業と林業であると、そういうふうなことで、せっかく頑張っている方々が、農機具、非常に高いものであります。新しい物ばっかし買えないような状況であるので、何としても農業を続けていくためにも、中古であっても補助制度をつくってもらいたいと、そういうふうに要望がされております。それについて御見解を聞きたいと思います。

次に、小規模住宅リフォーム助成制度についてお聞きしたいと思います。

以前からもこの制度についての導入をお聞きしてまいりましたけども、これは各地で非常に大きな実績を上げていますよね。この仕事がふえるんですね。依頼主が小規模のリフォームであったとしても、大工さんなり左官屋さんが来てくれたら、もう一個これもやってもらいたいということで、工事を追加することが多いようで、それによって仕事がふえる。ですから、町は助成をすることによって、依頼主も家がよくなり、大工も仕事がふえる。また、それによって町も税収がふえると。こういうふうなことであります。

また、さきの台風で多くの家庭でも被害に遭われました。そのようなことで、今こそ、この制度で大改修ということでは無理やったとしても、小規模な改修についての制度を今つくっていくべきではないかと考えますが、御見解をお聞きしたいと思います。

次に、消費税についてお聞きしたいと思います。

来年の10月から消費税の引き上げがされようとしています。これは国のほうも、まさにアメリカのトランプ大統領に言われて、兵器をたくさん買うとか、また、今までもそうでしたけども、大企業の法人税の引き下げ、これは大変大きいわけでございますけれども、それがされて、そして、私たちから消費税を引き上げていくと。そして、今回は来年の10%の引き上げ、そして、それと同時に4年たったら、インボイスという方式が入るように聞いています。これは大変難しい制度で、事業者にとっては大変、本当にどうなるんだろうかと言われてますね。

商工会のほうにも、現状をお聞きしてまいりましたが、1回、税理士さんと呼んで勉強会をやったそうです。また近々、もう一度するようでありますけれども、これは売る方が税金払う。軽減税率というやつですね。軽減というのは、実際は8%ですから、軽減にはならなくて、複数税率というんだそうですけれども、これによって、払うほうが税金をおさめなきゃならない。そういうことで、商売人さんにとっても、どこかに製品を納入する場合に、その納入された会社が物を売ったときに消費税を払うわけですが、経費と、それから仕入れた先の事業所なり会社に払った消費税は引いてもらえるんですね。ところが、納めた下の会社が、事業所が、免税事業者なり免税会社だったら、これは払いませんからね、税務署へ。そうなってくると、納品をした大手の会社のほうが困るんですね。自分とこがその会社の税金も一緒に加えて払わなきゃなら、だから、そういうふうな免税会社には、もうあれしませんと、あんたどこから買いませんと、そういうふうなことになるようであります。

また、農家も大変で、選果場に物を持っていくわけでございますけれども、その場合に、大体1,000万以下の農家が圧倒的に多いですから、当然、免税農家です。そういうことで、選果場が集めたやつの税金を納めるんですけども、本来ならば農家が仕入れたんですから、その農家にそれぞれ税金を払ってもらんですけど、免税農家であったら、選果場がその分も含めて税務署に消費税払わなきゃかんと。そうやってまいりますと、今までの何倍というふうな消費税払っていかなきゃならんことになってきて、もうそうなってくると、選果場として対策を、私考えるんですけども、その10%分を農家に初めから売った柿なりミカンの値段からお金から引いて渡すと。そうでもしなければ選果場は成り立っていきませんよね。そうなってくると、それまでの選果する手間賃を農協に払うんですけど、それプラス10%と。10%だったら、10%ふやして20%でしょう。農家はまさにやっていけやんようなことになってくるというふうに思うわけ

であります。これについてとか、今、一生懸命、商売人さんも商工会を中心に頑張りますけれども、もうレジスターを変えなあかんと。これについても、多少補助金があるようなんですが、こういうような問題とか、本則方式と簡易課税方式、これでも途中で大きな買い物して仕入れた場合に、簡易の場合は一定の分しか引いてもらえませんから、余計に要った分の税金は余計に持ち出さなあかんというふうな、いろんな問題が起こってくると思います。

そういうことで、この問題からしても、消費税の増税あるいは軽減税率という複数税率についてやめるように、町としても対応しなければならないかというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお答えいただきたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは美濃良和議員の1問目の質問にお答えいたします。

風力発電についての御質問にお答えいたします。

事業者に進め方について問い合わせたところ、9月議会に説明させていただいた状況より、現段階において何も進展はないとのことでありました。

なお、再度、地域住民に対する説明会を行い、環境アセスメントに伴う現地調査を実施すると聞いていましたが、発電機等の計画設計の完了後に、より詳細な説明をさせていただけるのではないかと社内で協議しているとのことでありました。

そうした中で、繰り返しになりますが、町長の意見としては、区長会における風力発電事業反対の署名活動や、方法書における町民の皆様方の御意見を重く受けとめまして、その上で、皆様のお考えやお気持ちをできる限り付度し、方法書における町長意見として知事へ提出していますので、御理解賜りたいと思います。

以上、簡単ではございますが、風力発電についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の2番目の御質問、停電時に介護施設

に協力を求めることについてお答えいたします。

本年の台風21号では、やすらぎ園に協力を要請し入浴に関する協力をいただくことができましたが、旧美里地域内の停電等により、美里園やモモのデイサービスセンターなどの入浴施設のある事務所は、サービスの休止や、事業所自身の災害対応のため、協力を要請するような状況ではありませんでした。

災害時においては、介護保険事業所同士での協力要請が想定されるため、広域にわたる災害の場合、被災地域にある事業所からのサービス利用者の受け入れ等も考えられ、それを優先した上での対応になるかとも思われますが、本町では、デイサービスを初め、町内の介護事業所とは比較的協力体制を築ける関係にあると考えておりますので、議員御指摘のように災害時または緊急時等には必要に応じ協力を要請することも考えています。

そのため、今後はデイサービスを初め介護保険事業所に対し災害時必要な協力を得られるよう、協力依頼体制の整備を検討したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 私からは美濃良和議員の三つ目と六つ目の質問にお答えさせていただきます。

まず、美濃議員三つ目の防災行政無線の戸別受信機の対応についての質問にお答えをさせていただきます。

近年、避難勧告や災害情報等を得る方法としましては、メディア等の迅速な対応によりまして、テレビやインターネットなどから即時に情報を入手できるようになってきています。

当町でも議員のおっしゃるとおり、最近の住宅は、特に気密性もいい上に、台風等の風雨で放送が聞こえないということをお聞きしております。

これを改善する方法の一つに戸別受信機を設置するという方法があります。その場合、屋外アンテナの設置が必要なところが多くて、1台設置すると8万円から10万円、議員もおっしゃっていましたが、必要となります。仮に全戸に設置するとなれば、2億9,000万円程度が必要となって、財政負担が重くのしかかります。また、毎年その

保守費用として３００万円程度必要になると思われます。

この戸別受信機の価格が高い問題におきましては、国も対応策を検討しているとのことですので、今後、価格が下がるなど財政負担が軽くなる状況となれば検討も行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、防災行政無線放送の聞き逃しや聞き取りにくい方のために、フリーダイヤルで放送内容を再度確認できるようにもしてございますので、御活用いただけますよう周知に努めてまいります。

次に、六つ目の消費増税による影響等についての御質問にお答えをさせていただきます。

来年１０月１日から、消費税及び地方消費税の税率が８％から１０％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることになりました。役場では、現在、来年度の当初予算編成の準備を進めている段階ではありますが、町予算の計上額にも反映させていくことになります。

消費税率の引き上げに伴い、議員お尋ねの紀美野町の影響額につきましては、現時点では詳細な額はお示しできませんが、一般会計の歳出において、消費税率の引き上げの影響は、少なくとも９００万円程度増額するのではないかと考えてございます。

また、消費税率引き上げ後、住民の日常生活で新しく影響してくるものとして軽減税率制度の導入があります。軽減税率は商品によって税率を変える制度で、例えば飲食料品に対しては１０％でなくて、これまでどおり８％の消費税をかけるというものです。ただし、酒類、お酒ですね、外食、出張料理等は対象外となるなど、対象商品について細かく規定されているようです。また、事業者の方々につきましても、日々の取引や経理、帳簿や請求書等の記載方法、消費税の申告など今後も細かく議論されていくと思われます。消費税は町民の日常生活にかかわることですので、議論の内容については注視していく必要があると考えてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

（産業課長 米田和弘君 登壇）

○産業課長（米田和弘君） 私からは、美濃議員御質問の４番目の中古農機も購入助成の対象とすることについてお答えさせていただきます。

中山間地域の小規模農業者が大半を占める当地域の場合、農業を継続するためには、大変な手間や労力、また費用等がかかります。そのような中で、紀美野町では、農業者の意欲向上や作業の効率化、負担軽減を図るため、平成18年度から紀美野町農業経営支援事業を行い、農地の改良、園地の施設化、農業機械整備、農薬購入費など、現在では16のメニューを実施し、多くの農業者の方に活用いただいております、そのメニューの一つに、農業機械整備がございます。

現在、農業機械の購入助成については、中古の農業機械の場合、適正価格の把握が非常に困難であること、比較対象が難しいことなどから、補助対象外としております。

議員御指摘のとおり、小規模農業者にとって、トラクターやコンバインを新品で購入するとなると、大変な負担を負うことになり、営業意欲や営農を続ける上での大きな障害ともなります。公正、公平性を確保し、意欲があり発展性のある農業者に対する支援としてふさわしい制度となるよう、今後、支援対象とするには、不当価格での取引や、盗難品等の売買を防ぐため、適正価格を証明する根拠や、同種同等の新品の見積書、残存耐用年数のわかる証明書を求めたり、適正な販売業者を介して購入する等の条件が必要であるかなと考えております。関係各所に御意見をいただき、必要提出書類などを十分に吟味し、今後検討してまいりたいと思います。

以上、中古農機も購入助成の対象にすることについての答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私からは、美濃良和議員の5番目の小規模住宅リフォーム助成制度についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の小規模住宅リフォーム助成制度につきましては、以前より何度か御質問をいただいております、制度導入による地域への景気対策や雇用の安定、住環境の向上への一定の効果があることについては、理解をしているところでございます。しかしながら、本町においても定住促進と活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するために、定住促進補助事業や、個人住宅の耐震改修事業、高齢者住宅改修事業等を積極的に進めているところであります。

また、町保有施設の修繕工事等については、町内業者の育成も踏まえて建築関連業者に対して発注を行い、町内への経済効果等を図っているところでございます。

小規模住宅リフォーム助成事業を実施している団体は、県下で海南市を初め、広川町等複数の団体が実施しており、一定の効果を上げていると伺っております。しかしながら、事業の廃止や見直しを行っている団体も複数あるとも聞いてございます。

本町といたしましては、建築関連の業務を数多く実施していることも踏まえ、町財政が厳しい状況の中、現状としては、小規模住宅リフォーム助成制度の創設については、非常に難しいものと考えてございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず、風力発電でございますけれども、今、お聞きいたしましたら、業者のほうで地域に説明をしたいと、このように言うてきているようですね。説明して、それからアセスメントに入っていくと、こういうふうな状況なんですか。そういうことを考え、アセスメントについては、現在やってないのか、始めているのか、それともまだやってないのか、業者はどんな段階にあるわけですか。このアセスメントが済んだあたりで、次の準備書ですか、そういうところに動きが移ってくるわけですね。それが進んでくると。そういうふうなことにあるというふうに思いますが、今、その申し合わせについてお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 再質問にお答えいたします。

現段階では、何も進んでいないとお答えさせていただきましたが、現在では基本的な、できてから、その詳細な説明できるようになってから、後日また環境アセスメントのほうに進んでいくということに聞いてございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、詳細を説明できる状況になったらというのは、どういう意味ですか。それから、町長の県知事への意見書ですね。これについては我々議会も全会一致で意見書を送ったという立場でありますので、議員にもお示しいただけますか。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 最初申し上げたとおり、発電機器等の計画設計がまだ完了してないということですので、それができてからということになります。

発電機とかの、まだ確実な機器の計画が完了してないようですので、それができ上がったから、皆さんに地域住民の方に御説明をさせていただくということになるようです。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問でございますが、町長はどない考えているのかという御質問であろうかと思いますが、これは前回の9月議会でも申し上げました。いろいろこれから進むについて、やはりそうした中でも、私と、それから区長会における風力発電事業反対の署名活動や、方法書における町民の皆さん方の御意見を重く受けとめて、今後、方法書における町長意見として知事へ提出いたしております。また、林地開発許可につきましても、時期が参りましたら同様に、知事に対しまして町長意見、意見書を提出してまいりたい、このように考えておりますので、ひとつ皆さん方とともに意見交換をしながら、また皆さん方の意見を慎重に受けとめながら対応していきたい、そのような思いでございますので、何回聞かれても同じでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午後 2時45分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時45分）

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 各市町の町長、市長の御意見を取りまとめまして、知事意見として、国内ではほとんど運用実績がない大規模事業であり、設計工事等伴う環境影響は未知である。そのため調査、予測及び評価することは容易ではないと考える。そのため、環境影響評価の実施に当たっては、制度に規定された手続を機械的に履行するなど、同種の事業内容を踏襲し、一定の基準を満たせばよいとする姿勢ではなく、地域の安全の声や、さまざまな意見を直視、考えるという姿勢で調査、予測及び評価に取り組むこととして、知事は経済産業省に提出し、そして、事業所に勧告することになってございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） すみません、それペーパーでいただけますか、印刷した物を。

○議長（美野勝男君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） はい、これはすぐ提出できますので、後ほど。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、次の停電の問題についてお聞きしたいと思います。

先ほど課長さんのほうから、この間のときには、大概、旧美里の地域については大変な状況やったので、要請もできなかったと、そういうふうな御答弁であったかと思いますが、協力体制を今後検討するということと言われましたけども、そういうふうにして質問の内容で、話を進めてもらう。そういうふうなことでよろしいのでしょうか。

それから、紀美野町で何台か、25台ですか、発電機を備蓄しているように聞くんですけれども、そういうところで必要であるならば貸し出しなどして、地域の皆さん方に協力してもらえるようにしてもらえるのかどうか。個人的に持っている発電機でもって近くの人を呼んだり、個人的って、個人の家ですよ、家でもそういうふうなことをされた方があるように聞くんですけれども、何にしても、もう大変な状況であって、私どもも本当に随分怒られましたけれども、そういう点で町も協力しながら、そういうふうに協力を、少しでも早く検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員御質問の停電時等のデイサービス等に協力依頼をするということかということで、提案のとおり、このような形で、もし災害があったときにはお願いしたいと思っております。ただし、事業所も、先ほど御質問の中にもありましたが、デイサービス終了後、デイサービスが運営できている状況であって、その終了後となりますと、スタッフの問題とか、いろんな課題もあってくるかと思っております。そのときには必要な、お願いするときには、そういうことも少し検討しながら、日ごろからそういうことで、声をかけて災害時のときには協力依頼という形になっていくかと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。発電機については、総務課のほうから。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細谷康則君） 災害時による発電機等の貸し出しということで、現在のところ、たくさん貸し出せるという台数は持っておりませんが、議員がおっしゃるように、個人的なものではなくて、それが地域の人であるとか、一般の人というか、そういう方に利用していただくような利用の方法であれば、そういうのは当然、共助の部分でもあると、共助の一環であると思いますんで、それは町としても考えていきたいと思ってます、前向きに。そして、発電機等に関しても、やっぱり購入という、台数ですね、そういうのをやっぱりふやしていく方向で検討してまいりたいと考えてますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 次にですね、防災行政無線の戸別受信機について、もう一度お聞きしたいと思います。現在は本当に高いものであって、町の現在の予算としたら、なかなか手が出ないというふうなことで、今までも答弁いただいておりますけれども、国のほうでもそういうふうになんとかしなければ、実際、課長答弁いただいたように、最近の家は非常に気密性がいいと。それで、なおさらそこに台風の雨や風やっというふうなことが加わって、ほとんど家の中におったらわからない。

言われた、電話で何言うたんかを確かめるということについても、防災行政無線が放送したことがわかれば、電話で確認できるんですけども、外の音が大きくて、防災行政無線が放送されたことがわからんということもあるようであります。こういうことであるならば、本当にいざというときに、どうなるということは手を打てないという心配があるわけですね。

最近、いろいろと風力発電のことから、いろいろと地質についても勉強する機会があって見てみましても、もう本当にあちこち大変な状況ですね。紀美野町においては、山があちこちつえた跡が、2年、3年前に、これもっと古いですよ、それがあちこちにある中で、大雨が降った場合にそこが土砂崩壊とか、土石流の問題とか、いろんな問題が起こってくるところが多々ありますね。例えばもう実際、国道370を旧の吉野からの美里の福田の落合までのあの間見ても、皆、つえた跡にそこを切って道をつけていると。だからもう、あの道は、事が起こった場合には通ることできないというふうなことになるように、新しい道のほうから見たら、よく見えるわけでございますけれども、そんなことがあって、さあ、逃げよということになっても、どの道を逃げたらいいんかと、そういうことがわからなければ話にならんわけであります。また、おまけにうちは、橋の

数がもう本当に無数にあるわけで、その状況もわからなければ逃げようがないと。そういうふうな状況にある町ですから、なおさらこの情報というのが、いかに大事なのかということになるかというふうに思います。

そういうことで、町としての対応ですね、よく言いますよね。台風や地震やっていうのは天災やと。しかし、その後の対応については人災なんだって、こう言われますけども、うちの町としても限られた予算の中で運営をしている以上には、いろんな制約もあると思いますけれども、いかにそれを早く、どうすれば皆さん方が安心できるかという、よく言われる安心・安全のまちづくりという町のほうでも取り組んでいる観点から、もう一度、それはもう、ない袖は振れやんと言われたらそれまでなんですけども、何とかその辺についての見解、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員の質問にお答えをさせていただきます。

ほんまに一口に災害といっても、台風もあり地震もあり、いろんなもう災害、それも規模も違うし、本当にどれだけやって100%なのか、なかなかそういうものにはたどり届かないというのが現状だと思うんです。それで、避難準備情報とかを早く出して、そして、明るいうちに避難所に行っていていただいて、そして、そこでは戸別受信機とか、そういう物も置いてますし、発電機等も置いてますんで、避難所に逃げていただくのが一番ありがたいかなと、一番いい方法だとは私は思っておるんですが、ただ、全ての方が避難所に行ってくださいということも当然ありませんし、やはり情報を得る、これが一番住民にとっては大事なことだと認識はしてます。

それで、戸別受信機といいますと、現在で8万程度いっておるんですけど、議員おっしゃったとおり、消防庁のほうとか国でも、いろいろそういう価格のことにしても検討はされているようなのではありますが、3万ぐらいの物をすぐにして、それが鳴るという状況ではないとのことでございますが、私も詳しいことははっきりと把握はしてないので、ひょっとしたら誤っているかもしれませんが、新たに放送局を設けないといけないというような話もちょっと聞いたこともございますし、そういうことも、これ絶対正しいとはわかりません。ちょっと混乱しているかもわかりませんが、とにかく今、別途町の持ち出しが結構やはり要るということでございますんで、議員の御提案も含めて、いろんな防災行政無線のフリーダイヤル、これも機器、いろんな物を組み合わせて、そして住民の方も情報を得ていただいた上で、減災に努めていくしかないのかなという、

現状ではそのように思っておりますので、また、いろいろと御提言をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろと御検討していただけていると。ちょっと出てまいりました、放送施設を考えるならばという言葉も聞いたんですけども、それができるならば、防災ラジオというんですか、そういう方法もあるみたいですので、これならば相当安い金額でできるかというふうに思いますけど、放送施設が問題でしょうけれども、何にしてもいろんな点で考えていただけているということなんですけど、何にしても災害の規模が本当に大きくなってきているというようなことから、十分に検討、しかもスピードも上げていただいて、検討していただくように、これは要望といたします。

次に、消費税についてお聞きしたいと思います。

消費税をこれからの成り行きについて注視をするということで答弁いただきました。これは先ほども申し上げているとおり、大変なことなんですよね。複数税率によってインボイスという制度が導入されると。もう実際、物によってまず違うわけでしょう。店内で食べたら10%、持ち帰ったら8%とか、物によって違いますね。オロナミンCは8%、リポビタンDは10%とか、そんなふうな、本当にどう違うのって言いたくなるような、そんなふうなことがあったり、実際に始まって、来年の春の申告は余り問題もないやろうってことなんですけれども、その次の年の申告時には、実際にもう対応に追われてしまうと。それを指導する商工会とか農協等についても、大変なことになってくるというふうなことになってまいります。

この問題について、実際もう金がないことはないんですね、国のほうは。要は使い方の問題で、実際この間に大きな会社等の法人3税の税収がぐっと下がってきていると。ちょうど消費税がふえた分と、ほぼ似ているというふうなことであろうと、戻し税ですね、トヨタ自動車とか輸出関連会社は、これで1兆円ぐらい戻っているというんですね。外国へ輸出するときには、向こうに消費税の制度がないから、今まで下請が一生懸命かけてきた税金が戻ってくると。13社で1兆円もらえるんですよ。こんなふうな、言うてみたら、大きな企業にはお金が行って、そして我々、先ほどから質問もございましたけど、本当に低所得の貧しい者からは、水でも何でも税金を取っていくという、そういうふうなやり方は、これはもう本当になってないというふうに思います。

また、アメリカのトランプに言われて、また1兆円からの飛行機買うとかっていうふうな話もあるようでございますけれども、もっとその使い方を考えていただいて、またやるならば、物品税ですね、昔の。毛皮のコートとかダイヤモンドの指輪とか、ああいふものには30%の税金とかだったんですよ。それは今では、そんなダイヤでも、それから我々が持ってるような水でも何でも同じ8%でしょう。物すごい減税なんですよ。そういうふうなことで、本当に景気をこれ以上上げて、景気を悪くしていいのか。

そういうようなことであったならば、自治体として最前線にあって、もう町民、住民と接している自治体が、やっぱり住民の方々の暮らし向きを考えて、消費税の2回延期したんですから、延期を求める、言うならば、もうやめてもらおうと。こういうふうなことから上に向いて言うべきではないかというふうに思いますが、その辺について、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問等にお答えしたいと思いますが、実は今、この消費税の使い道の問題ですね、これについて、まず最初言われておったのは、福祉のほうへ使おうということと言われておりましたが、今は保育所の無料化というふうなことをまた言われております。その保育所の無料化もいいんですが、国も出すかわり、県も出せ、そして町村も出せと、こういう今、議論になっております。国のほうで。したがって、全国町村会、そしてまた全国市長会、そして全国知事会、これが今、政府と折衝をしているというふうな状況でございますので、今のところ、まだこうや、こうやというのが、ちょっと言えないと思うんです。そういうことで、一つ、政府の動き、また今の折衝の動きを、こうしたことをちょっと注視をしていきたい、そのように今思いますので、ひとつ御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 実際、大変なことになってくるということで、今もう、みんなが感じていることで、商工会においても言うてるんが、10%になるのは仕方ないけれども、複数税率だけは絶対やめてもらいたいと、このように申されています。これが大体、商売をされている方、もう農家の方々も知ったら、恐らくそういうふうな思いになると思いますけれども、それが住民の皆さん方のお考えだと思います。町長、今言われた保育所の無料化の問題等についての取り組みを、国のほうからも言うてきたりしたりもして複雑なんだということでございますけれども、何にしても複数税率、私は

10%も反対ですけども、複数税率の導入について、来年からすぐ始まるというんではないですね。その点から考えて、私は町としての代表として、町長が今、県の町村会長さんもされているというふうに聞いておりますけども、それだけ影響力のある方ですから、国に向けての意見を上げていただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今のやつは要望といたします。

次にですね、中古農機ですね。

○議長（美野勝男君） 休憩いたします。

休 憩

（午後 3時 7分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時12分）

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 議長さんのお許しいただきまして、続けたいと思います。

中古農機ですね、これは確認ですけれども、先ほどから中古農機であっても、減価償却のように、まだ残っている部分があると。それについて客観性を持ってやっていただければ、町としても対応できると。こういうふうな形でやると。それについては販売業者を入れるというふうに言われてたか、そのところについて、販売業者を入れた場合に、またそこでお金を払わなきゃならんと。そんなことにもなるかというふうに思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

あくまで公益性というのを持たせるために、客観性の担保というのは必要かなと思っておりますので、できましたら、まだ内容的にはちょっと検討すべきものという部分は多いと思います。その運用面について精査をいたしまして、内容について吟味、提出書類であるとか、業者を入れるとか、そういう部分は吟味していきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 前向きな答弁いただいてありがたいんですけども、例えば、農業委員さんございますよね。農業委員さんで、そういうふうな見ていただいて、二、三万しかせんようなものを50万っていうふうな値段で補助金を申請しとる、それは問題ですから、その客観性という点では、例えば農業委員さんも含めて考えていただけるようなことについてはどうであるのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 美濃議員の御質問にお答えいたします。

農業委員さん、現在14人、町内でいらっしゃいます。ただ、中には農業委員会法の改正によりまして、農業者以外の方もいらっしゃいますので、そのあたりはちょっと農業委員さんで判断いただくというのは難しい部分もあるかと思いますので、JAさんであるとか、そういった機械の専門家、町内には中古の農機を扱っている業者さんもございます。そういった方々の御意見をいただいて、適正な物かどうかというのは判断していきたいなと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 最初の小規模住宅リフォーム助成…

○議長（美野勝男君） 中古農機も購入助成の対象にすることについては、もうこれでよろしいですか。

○11番（美濃良和君） はい。

○議長（美野勝男君） それでは次の質問を許可します。

○11番（美濃良和君） 小規模住宅リフォーム助成制度でございますけれども、課長さん、事業の廃止をしている自治体もあると。こういうふうに言われましたけれども、実際、この事業はずっと未来永劫というのではないみたいですね。例えば、高野町もかなり優れた制度を持っておりましたけれども、もう大体やり尽くしたと。そういうふうなことの中で終わっているようでありますけれども、そういう点で、紀美野町、特に今、台風の被害で、まだいろいろと困っているところもあるようでございますし、そういう点で、今こそ、この制度をやる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

○企画管財課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の小規模住宅リフォーム助成制度に

についての御質問にお答えをいたします。

確かに今言われましたように、小規模住宅リフォーム助成制度につきましては、地域経済の活性化や住環境の改善を図れることについては効果的な事業ということで考えられておりますけども、本町におきましては、人口減少対策を最重要課題と位置づけまして、定住促進補助事業等々の事業も行っております。この事業を今後もさらに進めていきたいというのが、当町の考えでございます。

それから、災害のことで住宅の修繕とかっていう部分につきましては、現在のところ、ちょっと考えてございません。あくまでもリフォームということではなくて、住宅の改修、ちょっと大きな部分を考えてございますので、その上で御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） いろいろと町の政策的な面もあるかというふうに思います。しかし、実際、高齢者の年金生活の方がひっそり住んでいるというふうな家庭もあるように思います。そのようなことで、やはり先ほど言いますように、未来永劫続けていく制度ではないとするならば、一定の期間でもやっていくべきではないかというふうに思います。あっちこちの自治体のを見ても、余り大きな予算を使っていないように聞きます。また、町の税収としても還元する部分もあるというふうなことから、もう一度検討していただきたいと思います。これは要望といたします。

○議長（美野勝男君） 小規模住宅リフォーム助成制度についてはよろしいですか。

○11番（美濃良和君） はい。

○議長（美野勝男君） これで、小規模住宅リフォーム助成制度についての質問については終わります。

以上をもって、美濃良和議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時19分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時30分）

○議長（美野勝男君） 続いて、9番、伊都堅仁君の一般質問を許可します。

（9番 伊都堅仁君 登壇）

○9番（伊都堅仁君） 道の駅の基本構想についてということで質問をします。

道の駅について、国道370号の整備と県道野上清水線の完成に合わせ検討していくということですので、そろそろ基本的な構想を策定していかなければならない時期なのではないかと考えます。

私自身、今まで道の駅の研修見学を何十カ所も行ってきましたが、本年も産業建設常任委員会で広島県神石高原町の道の駅さんわ182ステーション、山口県周南市道の駅ソレーネ周南、また個人研修で京都府亀岡市道の駅ガレリアかめおか、南丹市道の駅美山ふれあい広場、同じく南丹市道の駅新光悦村、それと南山城村の道の駅南やましろ村を研修見学してきましたので、そのことも含め、道の駅建設の基本的な考え方、場所の問題、規模の問題、指定管理者の問題、地域の物産の掘り起こしの問題、商品開発の問題等、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（9番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（美野勝男君） 企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、伊都議員の「道の駅」の基本構想についての御質問にお答えいたします。

道の駅につきましては、現在建設の検討を進めてございますが、議員御質問の道の駅建設の基本的な考え方につきましては、当町におきましては、国道370号及び県道野上清水線の整備が進む中、道路利用者が24時間、無料で利用できる駐車場及び清潔なトイレを備えた休憩機能、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する情報発信機能、農産物等の地場産品や特産品などを生かした商品の販売を行い、地元農業等の活性化につなげていき、道の駅を契機とする連携と交流を図る地域連携機能の三つの機能に加え、住民の安全を確保するため、災害時に拠点となるような防災機能をあわせ持ち、町全体の活性化を図ることができる道の駅を建設することが、道の駅建設の基本的な考え方でございます。

町全体の活性化につきましては、道の駅に立ち寄ってくださる観光客の方々に観光情報を提供することで、町内観光施設への誘客を図ることや、特産品の製造販売等、地域の多種多様の産業が連携することで、相乗効果が生まれることなど、道の駅を拠点とし

て町全体の活性化を図ることが必要であると考えております。

また、その他さまざまな問題につきましては、今後、基本構想や基本計画を策定していく中で、町全体の活性化を図ることができる道の駅となるよう検討をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（美野勝男君） 9 番、伊都堅仁君。

○9 番（伊都堅仁君） 基本的な考え方というのを聞いたんですけど、要するに考え方はわかってる、初めからそれはもうわかってるんです。基本的な進め方、要するにどういうふうに持っていくのか。例えば指定管理者制にするのか、第三セクター制にするのか、また、これ指定管理者の一部ですけども、専門業者に任せるのか、そこらをどういうふうにするのかということは、事務局の中で検討しているのかどうか。

また、場所、規模の問題についても、これ、場所と規模は、これ連動していきますけども、前も一応候補地があったんですわね。それが地すべり強いことで潰れてしもた。白紙撤回して、今になっているわけです。だから、場所、規模についても早目にそれを進めていって、土地の調査とか、買えるのかどうかとか、いろんなことをやらないと、やっぱり道自体も割とそれなりのスピードで進んでいきますから、追われてしまうんじゃないかなという危惧を持っています。例えば場所、規模についても、選定を進めていくような時期ではないかなというふうに考えているんですけども、そのところもお聞きしたいと思います。

あと、例えば第三セクターでやるのであれば、協議会みたいなものをこしらえて、町と農協と、商工会とかいろんな団体の協議会的なものもこしらえて話をしたりもしなければいけませんし、そういうところも含めて、一体、準備段階がどういうふうに進んでいるのかということを聞いているわけです。まだできてないのかもわかりませんが、そのところをどういうふうにするのかというのを、これから、まだできてないにしても、これからどういうふうに進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、道の駅構想ということで、この道の駅は、やはり紀美野町の産業、また観光の拠点ということで、これからつくっていききたい。しかしながら、先ほど課長のほうから説明させて

いただきました生石高原からの道、そしてまた国道370号のトンネル、これについても平成33年、平成になるかどうかわからんけど、33年から34年に完成と、こういう運びとなっております。したがいまして、これから3年、4年かけて、そうした、今、議員がおっしゃられた指定管理制度をとっていくんか、それでは指定管理者として誰らを選定していくんか、そうしたことをこれから協議をしていきたいということで、実は、今回の予算のそういう用地候補地ということで、業者を選定さすということで上程をさせていただいておるところでございます。

やはり面積的にいいますと、やっぱり1万3,000平米ぐらい要るんちゃうかなと、1万から1万3,000ね。といいますと、ふれあい公園、あそこの芝生広場、これが1万平米です。それぐらい要ってくるであろうと。ただ、私が今考えておりますのは、あくまでも道の駅って通称言われておりますが、要は道路情報の拠点と、そして物産販売所、そしてまた防災対策のそういう拠点もあわせてつくっていききたい。といいますのは、国交省のほうで、防災用の拠点、これが東日本大震災のときは、道の駅へ皆集結したと。他府県からボランティアで来られたときにね。そういうことで、やはり道の駅をそうした災害が起こったときに一つの拠点となるような、そうしたこともあわせもった道の駅をつくっていききたい、そのように考えておるところでございます。

そんな中で、先ほど指定管理の話もありましたから、これは皆さん方と、また今後、3年、4年かけて、どういうふうな道の駅をつくっていったら一番うまいこといくんか。といいますのは、今、皆さん、あちこち道の駅見られたと思います。物すごいはやっているところと、衰退しているところと、もう極端です。したがいまして、我々、これから高野山からの客、そしてまた生石高原からの客、これを受け入れられるような拠点をつくっていききたいと、このように考えておりますので、またいろいろ皆さん方と御相談をし、そしてまた一般町民の皆さん方の御意見も聞きながら、そうした基本構想、また基本計画に取り組んでいききたいと、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） この資料をお渡ししていると思うんです。これ、研修で行った道の駅さんわというところの資料なんですけども、この特徴は、物産販売スペースがかなり大きいんです。農産物が豊富で、そのかわり製品的な物は少ないというような

感じの道の駅でした。これ、この道の駅の売り上げ実績を見てますと、平成6年に設立しているんです。平成6年の売り上げが9,600万、7年が1億800万で、平成10年度、要するに5年かけてやっと2億円になってます。13年かけて3億円を突破しています。あと18年で4億円台に乗って、それで今、その状態のままで横ばい状態という形なんですけども、多分、ここちょっと特殊な場所で、福山からずっと峠登ってって、普通、峠登ったら、次はおりるはずなんやけども、おりやんとそのまま高原のままで、そこに町があるという感じなんです。農業地域なんですけども、やっぱり高原なんで、ちょっと特殊な農産物が多いということもあって、農産物は豊富なんですけども、最初は売り上げ上がらなんだ、多分道の駅に売れるような物を農家が持ってこなんだというか、つくってなかったと。だんだんいろいろ研究していつているうちに品目がふえて、売り上げが上がっていったんやないかなというふうに推測してます。こういうつくり方もあるんですね。とりあえず道の駅こしらえたと。後でいろいろ研究したり、てこ入れしたりしている間に、また売り上げ上がっていくという方法も、そういうやり方もあるかなというふうに、これ見てると思うんですけども。

あともう一つ、もう二つ行っているんで、もう一つは、これ個人研修で行った美山ふれあい広場というのがあります。これ亀岡から1時間ぐらい車で走って行ったような、非常に田舎の中、ど真ん中、山の中の道の駅です。周辺の集落の戸数が80戸ぐらいの、ほんまに小さな集落の中にある道の駅なんですけども、とにかく周辺の場所から、周辺の谷から、ここへ一応人が寄ってくる場所らしいんです。これ見てもらったら、ここに資料渡していると思う、これ見てもらったらわかりますけども、道の駅の周辺にいろんなものがあるんです。保健センターがあったり、診療所があったり、郵便局や土木事務所もありますね。あとガソリンスタンドとか、いろんなものが周辺に寄っているところなんです。それによって、道の駅が何とか成り立っていると。売り上げ自体はそんな、一応、年間で1億6,000万ぐらい、大きいことはないんですけども、規模の小さい割には、しっかりやってる道の駅やなというふうに見て帰ってきたんですけども。

最後に行ったのが、これ南山城村のみなみやましろ村という道の駅なんですけども、これが紀美野町が考えている多機能型の道の駅そのものやないかなというふうなことで行きました。それなりには成功しているやろなと思って行ったんですけども、そんな状態じゃなくて、何かびっくりするような道の駅の状態でした。人も多いし、車も多いし、製品もそのかわりしっかりとこしらえているという道の駅やったんですけども、ここの

特徴は、これはそのまんま紀美野町が考えているのと同じ、交流・連携の地域間の都市との地域間交流の拠点であって、産業振興、要するに農産物のブランド化、6次産業化、雇用の創出の拠点であると。あと地域福祉、これ高齢者の生活支援とかコミュニティバスの拠点で、あと防災の後方支援拠点、バックアップ機能というものを全部含んだ形で、道の駅の中にあるという。この形がどんな成功をするかなというのが非常に楽しみだったんですけども、思っていた以上に大きな成功をおさめているなというふうに思っていました。スペース的には、やっぱりもうちょっと町長の考えているよりも規模の大きいものかもしれませんね、もう少し大きいと思います。

これが今回の研修で見てきたことなんですけども、やっぱり道の駅こしらえることについての反対意見的なものもあるんです。いろいろと聞いてみると、商売しているところとか、事業者の経営者の人に割と道の駅、そんなんこしらえて大丈夫かというような考え方の人が多いです。やっぱり、ただ公的な施設と少し、やっぱり経営者というのは自分でこしらえて施設をつくって、それで自分で採算とらないけませんので、そこから考えると、今の道の駅のやり方なんかを見ていると、非常にこわいような感じを持っているんやと思います。そこらも、そやから丁寧に説明して、全体的に納得のできるものをこしらえていくということが大事なんやないかなというふうに思います。今まだそこまで行ってないわけですね。ですから、これ、一応参考のために資料もお渡ししますんで、ひとつ、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） この道の駅に関しましては、本当に早くつくりたい、そうした思いでおったんですが、やはりつくるのは簡単ですよ。ただ、それをいかに維持していくかというのは大変やと思います。したがって、農産物の生産から始まって、そして販売等々、それが主体になってこようかと思います。それと、後々の維持管理、これが維持管理のできるだけかからないような、そうした施設にしていきたい、そしてまた、やはり防災も入ってますから、防災関係もやっぱりやっていきたい。そしてまた、町には観光協会もありますよね。そんなんも寄せて、町の観光案内もできるような、そうしたものをやっていきたいということです。まだそれについては、これからなんです。

それと、やはり指定管理者制度をとるんか、それともどこかへやっていただくんか、そこらはまだ考えてません。だから、それについてもこれからやということでございま

すので、ただ、この当町におきまして、1万平米という、それが用地が、適当な用地があるのかなと。そこらからまず入っていきたい。そしてまた基本構想等をつくり、基本計画へ持っていきたいというふうなことで、それをしながら、片方でいかにこの紀美野町の生産物、農産物、これを提供していただけるような、そうした組織も皆さん方と話をしていきたいなと、このように思っております。ひとつ今後とも御協力をいただき、そしてよりよい施設をつくっていききたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 今からそれを進めていくようなタイミングで、これ、ええんですか。もっとある程度準備段階というのは、長目に要るんじゃないかなというふうに私の感覚では思うんですけども、今からそれをやるというぐらいのタイミングで、これいいんですかね。どうですか。今からやらんしょうがないということですけどね。もっとある程度基本的な計画があって、そこから議員にも説明受けながら、やったほうがええんじゃないかなという気がするんですけども。

○議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 3時50分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時54分）

○議長（美野勝男君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 町長の話で、その話はそれでいいとして、これから280万の予算をとって、一応予算をとっていただいているということなんで、今後、そういう形でどういうふうに進めていくのか、またそのところの覚悟だけでもええんですけども、具体的ところがまだなくてもいいんですけども、一応そのことをお聞きして、一応質問を終わります。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） いよいよこれから何とか検討し、そしてまた皆さん方も含

めて御検討いただく中で、やはり進めていきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） 道の駅の基本構想について、これでよろしいですか。道の駅の基本構想について終わります。

以上をもって伊都議員の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

通告者全ての一般質問が終了したことにより、明日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、明日は休会とすることに決定しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日は、これで散会します。

（午後 3時56分）